

観光立国行動計画

～「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画～

平成15年7月31日

観光立国関係閣僚会議

目 次

はじめに

。 21世紀の進路「観光立国」の浸透 -----	1
1. 21世紀日本の進路である「観光立国」への価値観の転換 -----	1
2. 国民の国際交流意識の啓発 -----	1
。 日本の魅力・地域の魅力の確立 -----	2
1. 日本の魅力の維持、向上、創造 -----	2
（1）魅力 「自然との共生を図り、美を追求すること」	
（2）魅力 「伝統的なものと現代的なものが共存していること」	
（3）魅力 「産業的な活力と文化的な香りが共存していること」	
（4）魅力 「日本的なものと西洋的なものとが並存していること」	
（5）魅力 「自然の景観に恵まれていること」	
（6）魅力 「社会の治安と規律が保たれていること」	
（7）十分に活用されていない観光資源の有効活用	
2. 「一地域一観光」国民運動の展開 -----	9
（1）地域の魅力の発見、理解、再評価	
（2）地域の魅力の発見、理解のための休暇取得の促進	
（3）地方における「一地域一観光」運動体制の整備	
3. 地域の輝く個性を発揮する「一地域一観光」の推進 -----	11
（1）「一地域一観光」に磨きをかける良好な景観の維持、向上、創造	
（2）魅力あるまちづくり・むらづくりの取組み支援	
（3）一地域一観光のネットワーク化	
（4）沖縄等の魅力づくり・魅力の発信	

。 日本ブランドの海外への発信	-----	2 1
1 . 日本ブランドのより効果的な発信のための戦略・体制	-----	2 1
(1) 調査、戦略構築		
(2) 体制整備		
2 . 観光先進国並みの日本ブランドの強力な発信	-----	2 3
(1) トップセールス、イベント等によるアピール度の高い発信		
(2) 海外メディア、映画・書籍等を通じた発信		
(3) ITを活用した情報発信		
(4) フェイス・トゥ・フェイスの発信		
(5) コンベンション・イベント等の誘致・開催		
。 観光立国に向けた環境整備	-----	2 7
- 1。 快適な観光を支える国内環境整備	-----	2 7
1 . 外国人の一人歩きも可能な親切・快適空間の形成	-----	2 7
(1) 日本での観光環境整備に対する外国人による評価とガイドラインづくり		
(2) 外国人にも分かる、利用できる案内・標識等の整備		
(3) バリアフリー化の推進		
2 . 国内移動の利便性等の向上	-----	3 0
(1) 国内航空の輸送力の増強、安心・快適な国内航空の確保		
(2) 空港・港湾の利便性の向上、高度化		
(3) 陸上幹線交通網の整備		
(4) 地域内移動の利便性・快適性の向上		
3 . 外国人のニーズに応える人と産業	-----	3 3
(1) 低コスト化など観光産業等の国際競争力の強化		
(2) 旅行のキャッシュレス化		

(3) 国際交流時代を担う人材の育成	
(4) 人的国際交流等による国民の国際交流能力の向上	
- 2。円滑な訪日を支える環境整備	----- 3 5
1．出入国の円滑化	----- 3 5
(1) 査証取得の負担の軽減等	
(2) 出入国手続きの円滑化	
2．国際交通の充実	----- 3 6
(1) 国際輸送力の増強	
(2) 信頼性の高い航空輸送の確保	
(3) 空港等のアクセス、利便性の向上	
(4) 「e - エアポート構想」の推進	
3．相互交流を活発化させるための国際連携	----- 3 8
。 観光立国に向けての戦略の推進	----- 3 9
1．観光立国に向けての効果的な施策の展開	----- 3 9
2．観光立国への総合的・戦略的展開を図るための体制の整備	----- 3 9

はじめに

小泉内閣総理大臣は、本年1月、我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため観光立国懇談会を開催することを決め、その直後の第156回国会の施政方針演説において、日本を訪れる外国人旅行者を2010年に倍増させることを目標として掲げた。

これを受けて観光立国懇談会においては、1月以降4回の懇談会及び数回にわたる有識者のみの会合や起草委員会が開かれ、観光の意義や課題、戦略などについて幅広い観点から熱心な検討が重ねられた。

こうしてとりまとめられた報告書は、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」という副題が付けられ、まず改めて「観光」の意義を問い直している。

そこでは、

- ・ 世界が大交流の時代を迎えるなか、日本は訪れる外国人が世界で35位であるなど、国際観光については後進国の地位に甘んじていること、
- ・ 欧米はもとより、アジアの国々は、観光を自国の国力を高め、文化を諸外国に発信する有力な手段と捉えていること、同時に、観光は経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高めるものであり、まさに国の将来、地域の未来を切り拓く有力な手段であるといっても過言ではないこと、
- ・ 観光の原点は、ただ単に名所や風景などの「光を見る」ことだけではなく、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもつことができ、幸せを感じられることによって、その地域が「光を示す」ことにあること、観光立国の推進に当たっては、まずはこうした「観光の原点」に立ち返ること、つまり「観光」概念の革新が必要になること、
- ・ 21世紀には、文化力や知力や情報力に根ざしたソフト・パワーを高めることによって他国からの信頼を集めるとともに、内外の人々や企業などを魅き付ける磁力の強化を国家的課題として推進する必要があること、
- ・ 観光の革新により日本全体の、そしてそれぞれの地域の「光」が輝きを増し、社会が活性化していくことを通じて、外国の人々が「訪れたい」、「学

びたい」、「働きたい」、そして「住みたい」日本となることこそ、21世紀に日本が追求すべき国の価値であること、などが述べられている。

その上で、報告書では、観光立国実現への課題と戦略として、

- ・ 観光立国への総合的な戦略展開を図ること
- ・ 日本の魅力を改めて認識し、確立すること
- ・ 日本ブランドを発信すること
- ・ 魅力を活かす環境整備として、ハード・ソフトのインフラ整備等を行うこと

などが示されている。

この観光立国懇談会報告書を受け、内閣は、関係行政機関の緊密な連携を確保し、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るため、本年5月、観光立国関係閣僚会議を開催し、行動計画の作成に着手した。以来、内閣官房並びに国土交通省が中心となって関係省庁が連携しながらとりまとめたものが、この「観光立国行動計画」である。

本行動計画は、次の5つの項目に大別されている。

まず、「」。21世紀の進路「観光立国」の浸透」である。「観光立国」の推進は、単なる物見遊山のススメではなく、工業立国や貿易立国などへの一辺倒からの脱却であり、国民に価値観の転換を求めるものである。したがって、まず観光の原点並びに「観光立国」の実現を目指していくことについて国民の理解が深まることが重要であることから、国民の外国人旅行者に対するもてなしの心の醸成とあわせて、これらに関連する施策を最初に打ち出している。

続く「」。日本の魅力・地域の魅力の確立」では、日本及び各地の魅力を維持、向上、創造していくための施策を打ち出している。地域に住む人々がその地に住むことに誇りを持ち、幸せを感じるとともに、外国人が訪れてみたいと

思うには、その地域が魅力にあふれているなければならない。そこで、ここでは、まず報告書が示した日本の6つの魅力や十分活用されていない資源を活用した日本の魅力の維持、向上、創造のための施策を記載している。加えて、日本各地が個性を磨き発揮する「一地域一観光」の推進に係る施策をまとめている。「一地域一観光」とは、各地域がそれぞれのもつ魅力を自主的に発見し、高め、競い合うことであり、言うまでもなく各地域地域が主体的に取り組むべきものであることから、国の施策としては、これをハード・ソフト両面から支援する施策を打ち出した。なお、そのなかには、これまで我が国が時に破壊してきた景観の維持・向上に係る施策も盛り込んでいる。

また、現在政府が一丸となって推進している「都市再生」、「構造改革特区」の取り組みと連携して、重層的、立体的な施策展開を図ることも重要である。

「日本ブランドの海外への発信」では、日本の自然、文化、伝統、生活などが織り成す魅力を海外に効果的に発信するための施策を打ち出している。近年、我が国を訪れる外国人はようやく500万人を突破したが、世界的にみても低位に属している。そしてその大きな原因として、日本の良さ、魅力が世界の人々に正確に伝わっていないことが挙げられている。例えば、国際観光振興会の調査によれば、外国人の訪日前の対日イメージは、「近代的で工業化の進んだ国」、「独特な伝統・文化」、「効率的で組織化された国」が上位を占める。したがって、外国の人々のニーズ、ウォンツを把握しつつ、内閣総理大臣による発信（トップセールス）をはじめ、迫力があり、かつ効果的な施策を列挙している。

「観光立国に向けた環境整備」では、旅行環境、とりわけ外国人旅行者が日本を訪問する際の、また日本での滞在時における快適性を確保するための環境整備に係る施策を打ち出している。多くの方は、行き慣れない国を訪れる際、スムーズにその国に入国すること、迷うことなく目的地に到達すること、その国の人と最低限の意思疎通ができること、などを強く願うであろう。これは日本を訪れる外国人にとっても同じであり、ここでは例えば、国際空港の充実、C I Q体制、外国人が一人歩きするための環境整備、国際交流時代に対応

した人材育成などに係る施策を挙げている。

最後に「 」。観光立国に向けての戦略の推進」では、この行動計画を効果的に進めるための施策として、民間の有識者や外国人等からの意見の聴取、実施した施策の評価及び時々的情勢に応じた行動計画の見直し、さらには効果的に実施する体制整備について記載している。

観光立国は、一朝一夕に達成できるものではない。したがってそこには効果的かつ息の長い施策の積み重ねが必要である。

政府としては、21世紀の我が国の進路である「観光立国」実現に向けて、この行動計画とともに、本日その第一歩を踏み出すこととする。

観光立国行動計画

～ 「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画 ～

。2世紀の進路「観光立国」の浸透

「観光立国」の推進は、単なる物見遊山のススメではなく、工業立国や貿易立国などへの一辺倒からの脱却であり、国民に価値の転換を求めるものである。したがって、「観光立国」の意味するものを誤解なく国民に理解していただく必要がある。

また、これからは地球規模の大交流時代における「観光立国」となることから、訪日外国人旅行者の増大を促進するような国民のウェルカムマインドを醸成する。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1. 21世紀日本の進路である「観光立国」への価値観の転換			
21世紀の日本の進路である「観光立国」の意義等を国民及び海外に広く理解してもらうための広報、シンポジウム、週間行事等を行うほか、国民に観光の経済的・社会的重要性を理解してもらうための統計の充実を図る。			
	「観光立国」を国民等に浸透させるための広報・シンポジウム等の実施 観光立国懇談会報告書 章に示されているように、「観光立国」は21世紀日本の進路と位置付けられており、このことについての国民等への周知を図るため、メディア媒体を通じた広報やシンポジウムの開催を行う。なお、政府広報は15年度当初より実施しているところである。	平成15年度より実施	内閣府、国土交通省
	総理大臣、国土交通大臣等と観光大国の在京大使との観光をテーマにした会合 海外の観光大国の大使と観光をテーマにした会合を日本において開催し、観光立国を目指すことを世界にアピールするとともに、各国の観光宣伝事業の経験・ノウハウ等観光政策についての情報交換を行う	平成15年度に実施	外務省、国土交通省
	観光週間行事の時期・趣旨・活動等の見直し 観光週間（観光道徳の高揚と観光資源の保護週間）は、昭和40年の閣議了解以来、例年8月上旬頃設定し、各種活動が国のみならず地方において行われているが、観光立国への気運が高まりつつある今、来年度に向けて、その時期、趣旨、活動等について見直す。	平成15年度中に結論を得る。	国土交通省
	観光の重要性等を明らかにする観光統計の充実 観光統計の充実を図るため、総務省の承認を得て、平成15年度より「旅行・観光消費動向調査」を承認統計として実施する。	平成15年度（予定）	国土交通省

2. 国民の国際交流意識の啓発

地球規模の大交流時代において「観光立国」を実現させるためには、国民が外国人に対する垣根のないホスピタリティ、国際交流意識を持つことが重要であり、その意識を啓発する。

YOKOSO! JAPAN 国民運動の展開 (ビジット・ジャパン・キャンペーンの国民への周知) 外国人旅行者の来訪を促進し、ウェルカムマインドを醸成するため、ニュース媒体に対するパブリシティの強化や地域イベントの企画・実施、バッジ等のキャンペーングッズ、キャンペーンビデオ、パンフレット、ポスター等のキャンペーンツールの作成・配布等の国内広報活動を行う	平成15年度より実施	国土交通省
ウェルカム都市の普及促進 地方自治体による「外国人旅行者ウェルカム都市」づくりを促進し、外国人旅行者を温かく迎える環境を整備する。	平成15年度より実施	国土交通省

。日本の魅力・地域の魅力の確立

観光立国を実現するためには、日本が「光を示す」こと、即ち国民自身が、日本に、そして地域に誇りを持ち、楽しく暮らせる国にすることが必要である。このためには、日本が本来もつ魅力を維持、向上するとともに、新たに創造することが必要である。

さらに、魅力を地域レベルで考えると、日本の各地には隠れている魅力がたくさんある。そのような魅力を各地域が自主的に向上させる「地域一観光」の推進を国として支援する。なお、美しい自然を有する我が国においては優れた「景観」が大きな魅力であり、とすればこれまで犠牲にしてきた景観形成についても施策を実施していく必要がある。

このための施策が以下のとおりである。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1.日本の魅力の維持、向上、創造			
<p>観光立国懇談会報告書(以下、「報告書」という)に示された「自然との共生を図り、美を追求すること」など6つの日本の魅力を維持、向上するとともに、創造する。また、海岸、休耕地等十分活用されていない観光資源を活用した魅力の創造にも取り組む。なお、日本の魅力は報告書の6つのみと限定的に考えるのではなく、外国人が魅力と感じるものを調査し、それらを高める努力も必要である。</p> <p>(1)魅力 「自然との共生を図り、美を追求すること」</p>			
	水辺・海辺空間の保全・再生・創出 日本の魅力の特色である美しい水辺・海辺空間を確保するため、海浜・干潟等の保全・再生・創出、下水道・河川・港湾等関係事業の連携による水質の保全、まちづくりと一体となった親水拠点の整備、雨天時に未処理の下水が流出している合流式下水道の改善、下水道高度処理の推進等を図る。	継続的に実施	国土交通省
	東京湾再生プロジェクト	平成15年度より実施	都市再生本部、農林水

<p>快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出するため、陸域からの汚濁負荷流入の着実な削減を図るための汚水処理施設や河川浄化施設等の整備促進、海域の汚泥浚渫や覆砂、浮遊ゴミの回収や干潟等の保全・再生等による海域環境改善対策の推進、東京湾の水質等に関するモニタリング等を行う。</p> <p>国及び地方公共団体（7都県市）により構成される東京湾再生推進会議が、平成24年度末までを当面の目標期間として実施する「東京湾再生のための行動計画」を策定（平成15年3月）。</p>		産省、国土交通省、環境省
<p>劣化生態系の修復技術や環境管理手法、様々な活動主体との協力による合意形成手法等を開発し、東京湾の環境グランドデザインの提言を目指す。</p>	平成13年度より継続的に実施 平成17年度目標	国土交通省
<p>ふるさとの川づくり等による良好な水辺空間の整備</p> <p>河川本来の自然環境の保全・創出や周辺景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川整備を行うことにより、良好な水辺空間を創造する。</p>	継続的に実施	国土交通省
<p>石狩川の流域市町村、住民が一体となり、流域の豊かさを次世代に引き継ぎ、緑を守り育てる意識をもちつつ植樹を行う地域主体の取り組みを支援する。</p>	平成8年度より継続的に実施	
<p>人と環境にやさしい地域材利用による山村活性化</p> <p>波及効果の期待できる公共施設への地域材の利用や、顔の見える木材での家づくり」を推進するための森林所有者から住宅生産者まで関係者の連携強化等により、人と環境にやさしい地域材の利用を進め、自然と共生した美しい村づくりを推進する。</p> <p>木造公共施設整備事業、地域材利用体制整備事業、顔の見える木材での家づくり」推進事業等により、14年度には学校関連施設や先駆的な木造公共施設等への地域材利用を図り、15年度はこれに加え、新たに消費者の納得する家づくりのために必要なセミナーや講習会等を実施する。</p>	平成14年度より継続的に実施	農林水産省
<p>海辺の自然学校の活動展開</p> <p>国民の環境への理解の向上並びに地域の振興を図るため、干潟、磯、緑地など海辺の良好な環境を活用した環境教育及び自然体験活動（海辺の自然学校）を展開するとともに、活動の指導者の養成セミナーを実施する。（平成15年度は千葉港、下田港等全国10箇所程度開催）</p>	平成14年度より継続的に実施	国土交通省

(2) 魅力 「伝統的なものと現代的なものが共存していること」

【建造物等】

世界文化遺産の活用	平成4年度より継続	文部科学省
-----------	-----------	-------

人類全体の財産である日本の世界文化遺産の適正な保存を推進するとともに、国内外の人々に向けた公開活用を図る。 平成14年度には、「紀伊山地の霊場と参詣道」をユネスコに対し、世界文化遺産として推薦したところであり、平成15年度には、暫定リスト記載物件に係る自治体の取り組みに対し、指導・助言等を引き続き行うこととしている。また、登録されている世界文化遺産についても公開・活用を進めるための支援等を引き続き行うこととしている。	的に実施	
伝統的な木造構法の担い手育成 伝統構法を活かした木造住宅の生産体制を再構築するとともに、我が国の職人文化・ものづくり文化の再興を担う人材を育成するため、大工技能者の育成に取り組む。	平成15年度より実施	国土交通省
歴史的港湾施設を文化的・歴史的ウォーターフロント空間として維持、再生 今なお残る港湾の歴史を物語る石積み防波堤等の歴史的港湾施設を港湾文化の貴重な財産として保全・活用しながら周辺地域を文化的で歴史的なウォーターフロント空間として形成する。平成14年度末までに、全国8カ所（小樽港、清水港等）が整備完了。平成15年度は、4港（横浜港、北九州港等）を計画。	平成元年度より継続的に実施	国土交通省
歴史的公共建築物の保存・活用の推進 平成14年3月に作成したガイドラインに基づき既存の歴史的官庁施設のリスト化を進め、その結果を公表する。また、歴史的官庁施設の保存再生活用を図ることにより地域の計画や施設と連携し、個性的な観光まちづくりや新たな観光資源の創出を図る。	平成15年度より実施	国土交通省
歴史的価値を有する砂防施設の維持管理・保存 文化財登録された歴史的価値を有する砂防設備について、その維持管理や保存、利活用、周辺環境整備等に関する「ガイドライン」の普及を徹底する。	平成14年度より継続的に実施 ガイドラインは平成15年度に策定	国土交通省
皇室関連施設の参観の利便性の向上等 皇居の参観コースの見直し等により、参観者の利便性向上等を図り、併せて皇室関連施設に対する理解と関心の促進を図る。	平成15年度より実施	宮内庁
茅葺き家屋等の活用による農村景観の魅力の向上 農山漁村の使われなくなった昔懐かしい民家、校舎など既存ストックの活用により、伝統的な農村景観の魅力を上向き、都市と農山漁村の交流を展開する。 新山村振興等農林漁業特別対策事業により、14年度は地域資源活用交流促進施設等の整備に対する支援を実施し、15年度も引き続き実施。	平成11年度より継続的に実施	農林水産省

【文化財等】

日本の歴史の扉を開く国宝・重要文化財・史跡等の活用 我が国の歴史の営みの中で受け継がれ、観光資源としても重要な文化遺産について、国宝・重要文化財等の指定等を行い、その適正な管理・修理や継承などに必要な施策を推進するとともに、国内外の人々に向けた公開活用を図る。	継続的に実施	文部科学省
地域文化財・歴史的遺産の保存、修復等	平成14年度より継続	総務省

地方指定文化財や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業に対し、地域活性化事業債(地域資源活用促進事業)を用いた地方財政措置による支援を行う。平成14年度は、松阪城(三重県松阪市)跡石垣復元事業、遍照寺多宝塔整備事業(岡山県笠岡市)等、計20事業に対する支援を行った。	的に実施	
文化ボランティアの育成 平成14年度には、「文化ボランティア通信」の発行、「全国ボランティア交流会」の開催等を行ったところであり、平成15年度においても引き続き「文化ボランティア通信」の発行を行うほか、文化ボランティア実践事例集の作成・配布、先導的・実験的な文化ボランティア活動に支援を行う「文化ボランティア推進モデル事業」の実施などによって、全国各地の文化ボランティアを育成する。	平成13年度より継続的に実施	文部科学省

【伝統芸能・文化等】

全国民俗芸能大会等の開催による伝統文化の発信 全国各地の特色ある伝統芸能の幅広い公開・普及や伝統芸能の保存・振興を目的とした全国民俗芸能大会をはじめ、地歌舞伎や邦楽・邦舞等に関するフェスティバルなどを開催することにより、各地域の魅力的な伝統文化を発信する。	平成15年度より実施	文部科学省
地域の魅力溢れる伝統文化の継承・発展 平成13年度より各地域の伝統文化の保存・活用を進めるための支援(ふるさと文化再興事業)等を開始したところであり、平成15年度からは、子どもたちに対し、伝統文化を体験・習得できる機会を提供(伝統文化こども教室事業)することにより、各地域の魅力の向上を図る。	平成15年度より実施	文部科学省
文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)の推進 トップレベルの文化芸術活動への重点支援や、海外の芸術団体との交流を行う「文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)」を推進することにより、世界水準の芸術家・芸術団体の育成を図る。平成14年度は支援分野を伝統芸能や大衆芸能にも広げ、平成15年度は、国内外で行われる数多くの公演を支援する予定である。	平成14年度より継続的に実施	文部科学省
優れた日本映画をはじめとしたメディア芸術の創造		文部科学省、国土交通省
日本映画の製作、国内外での上映及び国内映画祭の開催等への支援や、メディア芸術祭の開催などを通して、我が国文化の効果的な発信手段である優れた日本映画の創造を図る。平成14年度は13件の国内映画祭を支援し、メディア芸術祭の開催に当たっては、28,908名の来場者があった。平成15年度は引き続き事業実施に努める。	平成9年度より継続的に実施	文部科学省
フィルムコミッション(映画等のロケを誘致・支援する非営利団体)の活動を支援する。現在全国約50地域でフィルムコミッションが活動している。	平成13年度より継続的に実施	国土交通省
地域伝統芸能フェスティバルの実施 全国各地の伝統芸能を一同に集結・上演することにより、埋もれている伝統芸能を個性豊かな観光資源として活用する。平成15年度は、広島市において地域伝統芸能全国フェスティバルを開催する。	平成5年度より毎年実施	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
各種文化活動を全国的規模で発表する場「国民文化祭」の開催	昭和61年度より毎年	文部科学省

各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、地域の魅力ある文化の発展を図る。平成14年度は、第17回大会を10月12日～11月4日の間、鳥取県で開催したところであり、平成15年度は、第18回大会を10月4日～13日の間、山形県で開催することとしている。	開催	
--	----	--

(3) 魅力 「産業的な活力と文化的な香りが共存していること」

産業観光の振興とそれを活用した地域活性化の検討 平成15年度において、地域の活性化を目的とした産業観光（産業に関する施設や技術等の資源を用い、地域内外の人々の交流を図る観光）の創出に資する施策の検討を行う。	平成15年度より実施	経済産業省
コンテンツ（情報内容）産業の振興による日本ブランドの確立 コンテンツ（情報内容）は、観光業をはじめとした他産業への経済波及効果が非常に高く、加えて文化への貢献、国民の相互理解を深めるなどの効果をもたらすため、我が国の国際的地位の向上にも大きく貢献する。 そのため、映画製作への支援や、東京国際映画祭を核とした情報発信力の強化など我が国コンテンツ産業の国際展開を促進するとともに、プロデューサー・クリエイター人材育成等生産部門を活性化することにより、1.5兆円（1999年）のデジタルコンテンツ市場を3兆円（2005年）に倍増させる。	平成15年度より実施 平成17年度目標	文部科学省、経済産業省
みなとの博物館ネットワークの構築 海や港に係る様々な文献等を所蔵・展示する「博物館」や「展示場」をネットワーク化することにより、利用者の利便性や博物館の魅力の向上を図る。	平成15年度より実施 平成16年度ネットワーク完成予定	国土交通省
関西元気文化圏」の推進 関西の関係団体の協力の下、関西において様々な文化関連事業を集中的に展開することにより、文化の面での一極集中を是正し、関西から日本の文化が力強く発信されるよう努める。平成15年度から新たに開始した事業であり、「文化力」ロゴマークを決定したほか、現在参加事業の登録を受け付けており、関西地域の文化による活性化を目指している。	平成15年度より実施	文部科学省

(4) 魅力 「日本的なものと西洋的なものが並存していること」

舞台芸術の総合センター（国立劇場 新国立劇場）の充実 国立劇場及び新国立劇場の整備充実を図り、我が国を代表する伝統的な芸能や現代舞台芸術の鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、これらを世界に向けて発信する。平成14年度は国立劇場 新国立劇場合わせて、193公演を実施。平成15年度は199公演を予定。	継続的に実施	文部科学省
舞台芸術国際フェスティバルの開催 内外のトップレベルの芸術家・芸術団体が競演する機会を提供することにより、我が国の舞台芸術を海外に発信するとともに、文化芸術面での国際交流の推進を図る。平成14年度に第1回目のフェスティバルを東京で行ったが、平成15年度は関西地方を中心に秋から冬にかけて開催する予定である。	平成14年度より毎年開催	文部科学省
世界との架け橋となる文化財の国際交流の推進	継続的に実施	文部科学省

<p>各国の特色ある民俗芸能団体と競演する「国際民俗芸能フェスティバル」を平成14年度には海外2団体(韓国、中国)を招いて開催し、平成15年度には海外3団体(ラオス、インドネシア、韓国)を招いて開催する。また、日本の優れた文化財を紹介する海外展について、平成14年度には2カ国(韓国、米国)で開催し、平成15年度も2カ国(オーストラリア、トルコ)で開催する。このほか、伝統芸能団体の海外公演、二国間交流等について、平成15年度より12団体の公演を支援することにより、日本文化の魅力を海外に発信する。</p>	
---	--

(5) 魅力 「自然の景観に恵まれていること」

<p>自然公園、温泉地の利用基盤整備 恵まれた自然の景観を活かした自然とのふれあいの推進を図るため、国立・国定公園の利用拠点地区及び温泉地等において、環境にやさしく安全、快適な散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の整備を進める。毎年2百数十箇所を実施。</p>	継続的に実施	環境省
<p>エコツーリズム(環境保全型自然体験活動)の推進 国立公園等における地域固有の自然、文化等の資源を保全しながら、自然体験活動等の様々な観光振興策を展開するもので、国立公園内2地区において、モデル事業を実施。</p>	平成15年度より実施 平成20年度目標	環境省
<p>グリーンワーカーによる自然公園等の保安全管理の充実 我が国の傑出した自然の風景地である国立公園等で地域住民を雇用し公園施設の維持補修や清掃困難地における清掃、移入種除去などを実施することにより、自然公園等の保安全管理水準の向上、持続可能な利用を促進し、美しい自然公園による観光立国の実現を図る。</p>	平成13年度より継続的に実施	環境省
<p>国立公園等における自然系環境教育の推進 自然公園等のビジターセンターで自然解説業務を行う者(インタープリター)の養成及び指導者向けガイドブック(ティーチャーズガイド)等を作成し自然系環境教育と観光資源の有効活用を図る。</p>	継続的に実施	環境省
<p>海浜・干潟等の保全・再生・創出 四方を海で囲まれた日本の美しい海辺の景観を創出するため、海浜や干潟等の保全・再生・創出を推進する。(平成15年度宮城県松島港、広島県尾道系崎港等において整備中)</p>	継続的に実施	国土交通省
<p>人々が親しむことができる美しい海岸の整備 多様な動植物の生息・生育空間の回復をはじめとする豊かで美しい海岸環境の整備や、海洋スポーツなど海岸利用の増進を図るため、砂浜の保全・回復や植栽の整備、バリアフリー化等の海辺へのアクセスの改善、景観阻害要因となっている消波ブロックの防護機能確保を前提とした撤去等を行う。(平成15年度熱海港海岸等において実施)</p>	継続的に実施	農林水産省、国土交通省
<p>海洋性レクリエーションの拠点であるマリナー等の整備と利用促進 海洋性レクリエーションの活動の拠点であり、かつ海辺の景観形成に資するマリナー等の整備を促進するとともに、イベントの開催やビジターバスの利用促進を図ることにより、観光客等が海に親しむ環境を創出する。</p>	継続的に実施	国土交通省
<p>川の環境教育・自然体験活動の推進</p>	人材育成については	国土交通省

環境学習・自然体験活動の場としての水辺に近づきやすい水際の整備を推進するとともに、自然体験活動等のプログラム整備や川の自然体験活動を行う指導者の育成等により、川での体験活動を支援・推進する。	平成16年度より実施	
オホーツク流氷観光の促進 北海道特有の観光資源であるオホーツクの流氷を活かした観光の促進を図るため、街づくりと一体となって流氷観光ターミナルの整備等を行う	平成11年度より継続的に実施	国土交通省
棚田・里山等の農村景観の魅力の向上 中山間地域の里地や棚田等の多面的な機能の維持保全活動により、伝統的な農村景観の魅力を向上し、都市と農山漁村の交流を展開する。 平成15年度においては、里地棚田保全整備事業により里地・棚田等を保全するための施設整備等を実施する。	平成15年度より実施	農林水産省

(6) 魅力 「社会の治安と規律が保たれていること」

安全及び治安の確保 犯罪の予防、鎮圧等を適切に実施し、安全及び治安の確保を行い、地球規模の大交流時代における観光立国（「住んでよし、訪れてよしの国づくり」）の実現に資する。	継続的に実施	警察庁、厚生労働省、国土交通省
事前旅客情報システム（APIS）の導入による治安の強化 警察庁、法務省及び財務省が共同で開発している事前旅客情報システム（APIS）を活用することにより、日本への入国手続きを改善することに伴って懸念されている治安の悪化等の問題への適切な対応を行う	平成16年度中にAPISの運用開始	警察庁
清潔さの維持 安全な飲料水を供給する水道の普及、衛生的で快適な生活環境を確保するための下水道の普及及び浄化槽整備の推進、不適正処分された産業廃棄物の支障除去等及び不法投棄等を防ぐ監視体制の強化、旅館業や飲食店営業等への公衆衛生の見地から監視指導を行う	継続的に実施	厚生労働省、国土交通省、環境省

(7) 十分に活用されていない観光資源の有効活用

クルーズの振興 わが国のクルーズ人口を着実に増加させるため、国、地方自治体、旅行会社、観光、経済、海運、港湾の団体、企業等をメンバーとする「クルーズ振興地方協議会」を、平成16年度までに必要に応じて設置する。	平成14年度よりクルーズ振興地方協議会を設立（沖縄、関西）	国土交通省
マリン・ツーリズムの展開 マリン・ツーリズムを安全で快適に楽しむために、海道の旅（マリンロード）構想を支援していくとともに、沿岸詳細基盤情報の整備、海洋短波レーダーによる海況情報の提供、海洋情報の収集・管理・提供業務の推進を図る。海水温、潮汐情報、リアルタイム流況情報について充実を図った。	継続的に実施	農林水産省、国土交通省

<p>漁業とレクリエーションが調和した水面利用のための活動を推進し、沿岸域での快適なレクリエーションのための水面や漁港でのフィッシャリーナのスペースを確保する。 平成14年度は漁港利用調整事業により全国13地区でプレジャーボート収容施設を整備し、海面利用調整定着化事業等により41都道府県で協議会の開催やルール・マナーの啓発等を推進した。15年度は同施設を12箇所整備するとともに、40都道府県で協議会の開催やルール・マナーの啓発等を推進し快適な水面を確保する。</p>	継続的に実施	農林水産省
<p>遊漁船を用いた観光・体験漁業、イルカ・クジラウォッチング等による水域の多目的活用 遊漁船を利用した観光・体験漁業、イルカ・クジラウォッチング案内、遊覧観光等による水域の多目的利用の可能性を検討し、地域の観光メニューの多様化を図るなど、地域活性化につなげる遊漁船を活用した港まちづくりを推進する。</p>	平成15年度より実施	農林水産省、国土交通省
<p>リバー・ツーリズムの展開 カヌーポイント等のハート整備や支障になる横断構造物等の改善、利用者の増加に伴う利用調整を図り、安全で楽しいリバー・ツーリズムを推進する仕組みを検討する。</p>	継続的に実施	国土交通省
<p>スカイレジャーの振興 スカイレジャー・ジャパンのようなイベントの開催、曲技飛行、気球及びラジコン飛行機などの世界選手権等の開催を支援することにより、スカイレジャーの振興を図るとともに、その安全対策の拡充を図る。スカイレジャー・ジャパンについては、平成14年度に宮崎県都城市、平成15年5月に能登空港(7月7日に開港)において開催。</p>	平成元年度より継続的に実施	国土交通省
<p>活火山等の魅力あふれる自然環境を活かした観光空間の創出 魅力ある観光地となっている活火山地域を対象として、地域の産業や自然に配慮した砂防設備等の整備を地域と連携して行う</p>	平成14年度より継続的に実施	国土交通省
<p>休耕地等を活用した市民農園における農業体験の推進 特定農地貸付法(平成元年度施行)市民農園整備促進法(平成2年度施行)により休耕地等を活用した市民農園の開設を促進し、都市住民等に農業体験の場を提供する。 特定農地貸付法、市民農園整備促進法による14年度末現在の市民農園の開設数は全国で2772ヶ所見込まれる。15年度も引き続き促進する。</p>	平成元年度より継続的に実施	農林水産省

2. 「地域一観光」国民運動の展開

観光立国を全国民に体感してもらうためには、観光立国の重要な要素である「地域一観光」の国民運動の仕掛けが有用である。「地域一観光」とは、各地域がそれぞれのもつ魅力を自主的に発見し、高め、競い合うことであるから、国民に自分が住んでいるところの魅力発見、自己点検を促す施策を実施する。また、この国民運動を円滑に行うための環境整備として、休暇の取得促進、体制整備に係る施策もあわせて行う。

(1) 地域の魅力の発見、理解、再評価

地域の魅力を再発見する「観光魅力づくり活動キャンペーン」の展開	平成15年度より実施	国土交通省
---------------------------------	------------	-------

地域の魅力づくり「国民運動」の気運を醸成するため、シンポジウム、PR活動等を行い、地域におけるNPO、まちづくり団体等による「観光魅力づくり活動」の実施を推進する。活動により、保全すべき優れた観光資源と、観光地としての魅力の阻害要因とその改善対策のチェックを行い、その結果についてデータベースの構築と事例集の作成により広く活用を図る。		
国民にわが街、わが村の魅力発見を促す「魅力ネットサイト」の構築 全国の市区町村及び国民に、地域の魅力の発見・投稿を呼びかけ、それらを集めてネットサイトを構築する。英語にも翻訳し、外国人に対する魅力の発信にも供する。	平成15年度より実施し、年度内に完成予定	国土交通省
一地域一観光の趣旨等を国民に周知するための広報・シンポジウム等の実施 観光立国「推進の重要な柱である「一地域一観光」(各地域が、それぞれの持つ魅力を自主的に発見し、高め、競い合うこと)の趣旨等について国民への周知を図るため、メディア媒体を通じた広報やシンポジウムの開催を行う。なお、政府広報は15年度当初より実施しているところである。	平成15年度より実施	内閣府、国土交通省
都市と農山漁村の共生「対流」の国民的な運動(オーライ!ニッポン・キャンペーン)の支援 都市と農山漁村の共生「対流」の国民的な運動を展開するために、平成15年6月に設立された民間主体の推進組織による表彰事業、キャンペーン・ロゴ「オーライ!ニッポン」を使用したイベント等の活動やポータルサイトによる情報発信について、関係府省が連携して支援する。 「オーライ!ニッポン」:人々の交流を表現する日本語の「往来」と、日本が健全な状況になることを表現する英語の「All Right」から作成されたキャンペーンネーム。	平成15年度より実施	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2)地域の魅力の発見、理解のための休暇取得の促進

国民の休暇の取得促進キャンペーン 地域の個性・地域の魅力の発見、理解に資するとともに、心身のリフレッシュ、家族の絆の深化、旅行需要の平準化に基づく「繁閑料金格差の縮小等」が期待できる長期連続休暇の取得を啓発するキャンペーン等を関係省庁連携の下に実施する。	平成13年度より継続的に実施	国土交通省等
長期休暇の普及促進 年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に向け、シンポジウムの開催等により長期休暇の普及促進に努める。	継続的に実施	厚生労働省
学校における休暇の分散化(秋休み導入など)等の促進 全国の教育委員会等において創意工夫を生かした多様な学校休業日の設定が教育的見地を踏まえ適切になされるよう、文部科学省は各種情報を提供するなどして教育委員会等を支援する。	平成14年度より継続的に実施	文部科学省

(3)地方における「一地域一観光」運動体制の整備

各地方ブロックごとの官民合同体制の展開	平成15年度より実施	国土交通省
---------------------	------------	-------

民間が主体となり地方ブロックごとに設立された「観光百人委員会」の活用等も含め、各地方ブロックの関係者が広く参画できる体制について検討する。	
地方整備局、地方運輸局及びその事務所、出張所等は、各地域に一地域一観光の推進を呼びかけるとともに、一地域一観光に関する窓口を決め、これに関する相談を持ちかけられた際には適切に対応する。	

3.地域の輝く個性を発揮する「一地域一観光」の推進

「一地域一観光」とは、各地域がそれぞれのもつ魅力を自主的に発見し、高め、競い合うことであり、地方自治体等地元が主体的に実施するものである。したがって、ここでは、各地域がそれぞれの持つ魅力をいかにより高いものにするかというその方法、及び実際に魅力を高めるための事業の支援等を国が行う。なお、その際には、都市再生に向けた取り組みや構造改革特区制度をはじめとする様々な支援が重層的・立体的に行われるよう十分な留意が必要である。

加えて、旅行者、とりわけ外国人旅行者は広域的な観光をすることから、地域の広域的な連携が重要であり、その支援や、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

また、沖縄、奄美・小笠原の観光振興を進める。

(1) 「一地域一観光」に磨きをかける良好な景観の維持、向上、創造

美しい国づくりの推進

公共事業における景観形成の原則化 公共事業の実施にあたり、景観形成に寄与する要素をグレードアップ的に実施するのではなく、原則化していくことを目指す。このため、原則として実施する要素を技術基準や事業採択基準で明確に位置付けることや特別なモデル事業でのみ認められていたグレードアップを一般の事業で実施可能とすることを進めていく。	平成15年度より実施	国土交通省
公共事業の景観アセスメント(景観評価)システムの確立 事業実施前や完了後に、景観を評価し事業案に反映する仕組みを確立する。	平成16年度試行的に導入	国土交通省
景観に関する基本法制の整備 良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進するための基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る。	平成16年度目標	国土交通省
景観ポータルサイトの構築 行政や住民などの各主体が美しい景観形成について考え、取り組みを行うため、国が景観に関し基礎となる各種情報を収集・蓄積し、ポータルサイトを整備して広く提供・公開する。	平成15年度より実施	国土交通省
シーニックバイウェイ(美しい沿道景観づくり)の推進 美しく個性豊かな北海道づくりを目指して、地域住民等と連携して、沿道環境整備などによる美しいツーリング環境の創造や地域資源の保全と活用による個性豊かな地域環境の創造を図る。	平成15年度より試行	国土交通省
美しい農山漁村づくりに向けた政策の展開	平成15年度より実施	農林水産省

平成14年度に開催された「農山漁村の美しさに関する検討会」を踏まえ、美しい農山漁村づくりの基本的考え方を取りまとめ、今後の施策の展開にあたっての指針を提示するとともに、美しい農山漁村づくりに取り組んでいる住民、地方公共団体、NPOなど関係者の共通の理解を醸成することを通して、国民共通の財産として次代に継承する美しい農山漁村づくりを推進する。	
---	--

身の回りの良好な景観形成

屋外広告物制度の充実と緑豊かな都市づくり 良質で地域の景観に調和した広告景観の形成を図るための屋外広告物制度の見直し、緑豊かな都市づくりを行うための緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備に関する制度の見直しなどにより、良好な都市環境の形成を図る。	平成15年度より実施 平成16年度目標	国土交通省
無電柱化による美しい街並み、快適な通行空間の形成 まちなかの幹線道路に加えて、歴史的街並みの保全等が特に必要な地区の主要な非幹線道路においても電線類地中化を推進するため、平成15年度中に、簡便でコスト縮減が可能な地中化方式を検討するとともに、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定する。	平成15年度より実施	警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
景観に配慮した道路防護柵の設置 平成15年度中に、景観に配慮した防護柵推進のためのガイドラインを策定するとともに、直轄国道事務所において、景観に配慮した防護柵や木製防護柵（歩行者自転車用）を整備する等により、良好な景観形成に資する防護柵の設置を推進する。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省
道路景観の構成要素の点検・検討 道路の色彩やデザインのあり方を検討する有識者からなる懇談会の開催や、残したい残したくない景観の募集、住民による景观点検等の活動を通じ、街路樹、舗装、防護柵等の道路を構成する要素のあり方について検討し、良好な道路景観の形成に取り組む。	平成15年度より実施	国土交通省
自然と景観に配慮した舗装の検討 土や芝生等を利用した路面を持ち、周囲の自然環境や景観を損なうことのない舗装道路の導入を促進するため、ウォーキングトレイルや周辺環境に配慮すべき地区の歩車共存道路、および道の駅の駐車場等で導入し、コストの縮減及び耐久性の向上等に関する技術的検討を行う。	平成15年度より実施	国土交通省
良好な景観形成に向けた住宅整備やまちづくりに関する情報提供・人材活用の推進 街並みや環境に関する評価・水準の普及推進、街並みに配慮した住宅の表彰、HOPE計画に基づくまちづくりに関する情報提供の推進、建築協定等の策定促進など各種施策により、地域の特性に応じた良好な景観形成を積極的に推進する。	平成15年度より実施	国土交通省
良好な景観形成に向けた地区住民等の取り組みに対する支援 街づくり協定等の策定に対する地区住民等の取り組みを支援するとともに、地区施設の整備や街づくり協定に基づく住宅等の修景等に対して助成を行うことにより、地域の特性に応じた良好な景観形成を積極的に推進。	継続的に実施	国土交通省

(2) 魅力あるまちづくり・むらづくりの取り組み支援

地域自らの取り組みの総合的支援

【ハード・ソフトの総合的支援】

地域の魅力再発見と魅力向上へのワンポイント支援による「観光プラスワン」大作戦の推進 地域の自発的な取り組みに基づき、国が地域の観光魅力づくりを機動的に支援する「観光プラスワン大作戦」を展開する。当制度では、NPOやまちづくり団体等が自発的に行う地域の観光魅力づくり活動の結果に対して、国が各種ソフト・ハード施策を活用して支援を図る。	平成15年度より実施	国土交通省
広域的・戦略的な地域づくり・交流拡大への支援による「観光交流空間づくり」の推進 良好な地域づくりと観光交流拡大に取り組む地域に対し、所管のハード・ソフト施策による総合的な支援を行うとともに、NPOと連携して観光交流空間の管理・活用の検討、ツアープログラムの開発調査等を行う 平成15年度からの3年間で20～30地域を選定し、先進的な取り組みを支援する観光交流空間づくりモデル事業を実施する。	平成15年度より実施 平成17年度までに地域を選定	国土交通省
案内板、バリアフリートイレ等観光基盤施設の整備 旅行者に対し、地域の文化・歴史・自然等を案内・体験できる施設、案内板、バリアフリートイレ等を整備し、地域住民と交流できる空間を整備する。平成15年度においては、山口県防府市地域及び香川県全域地域で案内板等、京都府宇治地域及び静岡県御前崎地域でバリアフリートイレを整備する。	平成9年度より継続的に実施	国土交通省
魅力ある山村漁村づくり総合支援 複数の集落が連携した定住促進等に向けた魅力ある地域づくり活動や、山村地域に賦存する森林資源等を活かした都市住民との交流等を進め、地域の産業育成と雇用の創出を支援する。また、豊かな自然と伝統文化等の地域の特色や都市住民の憩いの場にも配慮した漁村づくりを支援し、漁業・漁村・浜辺での体験活動等の推進を図る。 山村コミュニティ活性化モデル事業では、平成15年度において全国8県で都市住民等の定住促進のための受入体制等の整備を推進。漁村コミュニティ支援事業、新漁村コミュニティ基盤整備事業では、平成14年度に33都道府県で交流の受入支援体制の整備等を実施するとともに、平成15年度においても33都道府県で引き続き同施策を推進する。	平成14年より継続的に実施	農林水産省

【人材育成】

観光カリスマ塾の開催 「観光カリスマ百選」選定委員会により選定・認定を行っている観光カリスマを活用して、一地域一観光づくりの核となる人材を育成するため、観光カリスマから観光振興成功のノウハウを学習するカリスマ塾の開催を検討する。	平成15年度より実施	内閣府、農林水産省、国土交通省
魅力ある地域づくりの担い手としてのNPOの育成	平成15年度より実施	国土交通省

地域住民やNPOの意識を高め、NPO等による魅力ある地域づくり活動を推進するため、育成支援や活動の場の提供、身近な公共施設等の計画づくりや管理への住民参画の仕組みの整備、良好な事例の選定や表彰制度の創設など多面的な支援策を講じる。		
---	--	--

【表彰・イベント等】

<p>わが村はこちよく～美しいむらづくり表彰 農村の快適な環境を保全し形成する観点から、地域住民が主体となった美しいむらづくりのための優れた取り組みを表彰する。14年度は優良事例を9件表彰、15年度は優良事例を9件表彰予定。</p>	継続的に実施	農林水産省
<p>わが村は美しく-北海道「運動」の推進 北海道の農山漁村における地域資源を活用し、活力ある農山漁村を築くための地域住民主体の活動を促進するため、地域活動についてのコンクールの開催、交流の場の提供等によるNPO等地域住民の活動への支援を行うわが村は美しく-北海道「運動」を推進する。</p>	継続的に実施	国土交通省
<p>アメニティあふれるまちづくり表彰(平成15年度から「循環・共生・参加まちづくり表彰」に改称予定) 「持続可能な社会」の構築に向け、地域に根ざした活動を推進するため、快適な環境づくりの推進に顕著な実績をあげている市区町村を「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として表彰している。平成14年度においては6団体(鯖江市、豊岡市、犬山市、清音村、知覧町、宮川流域ルネサンス協議会(三重県))を表彰した。</p>	平成2年度より継続的に実施	環境省
<p>全国生涯学習フェスティバル 生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道府県との共催により、民間の企業、団体、個人等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベント・学習成果を発表するための場「講演会・シンポジウム」等を集中的に実施。第15回全国生涯学習フェスティバルは沖縄県で実施予定であり、全国の市町村や団体・企業等による展示を行う生涯学習見本市においては、93団体の出展を予定しているところ。</p>	平成元年度より継続的に実施	文部科学省
<p>花のまちづくり活動への支援 花と緑に代表される自然と人間生活の調和による豊かで潤いのあるまちづくりのために、花のまちづくりコンクール、園芸交流会の開催を支援する。 花のまちづくりコンクールでは平成14年度に1,205件の応募があり、平成15年度も同募集を展開する。園芸交流会は14年度に山梨県で開催し、15年度は鳥取県で開催を予定している。</p>	平成3年度より継続的に実施	農林水産省

【食を通じた一地域一観光支援】

<p>女性でひろげる地産地消～女性主体型農村振興表彰 地域の食文化の保存と発展のため、農山漁村の女性のグループや個人が行う地域のお米や野菜を活用した郷土料理の伝承やその起業などの優れた取り組みを表彰する。 14年度は優良事例を9件表彰、15年度は優良事例を9件表彰予定。</p>	平成3年度より継続的に実施	農林水産省
---	---------------	-------

<p>地産地消」や地域の特色ある農産物の振興 消費者と生産者の連携により地域の「食」と「農」を大切にする地産地消活動や、特色ある果物や牛肉などの地域の食材を供給するための産地の体制づくりを支援する。 15年度は地産地消活動や農畜産物集出荷施設、処理加工施設の整備等への支援を実施する。</p>	平成15年度より実施	農林水産省
<p>地域の魅力ある食・旨いものづくり支援 産地ブランドの確立による地域食品の振興や地域の食や農を発信する拠点づくりなど、魅力ある食・旨いものづくりを支援する。 14年度は地域の特色ある食品の認証基準を策定、15年度は同施策の継続と国産原料による新製品開発、地域の食や農を発信する拠点づくりを支援する。</p>	平成10年度より継続的に実施	農林水産省

【一地域一観光に関する企画づくり支援】

<p>一地域一観光づくりに資する「観光まちづくり実施支援プログラム」の策定 広域観光ルートの設定、交通環境改善等を内容とする「観光まちづくり実施支援プログラム」の策定を行うことにより、地域が推進する一地域一観光づくりを支援する。</p>	平成14年度より継続的に実施	国土交通省
<p>一地域一観光に資する「観光まちづくりアドバイザー」の派遣 観光による地域振興に知見を有する実務経験者を派遣し、地域の多角的な診断、助言、指導を行うことにより、地域が推進する一地域一観光づくりを支援する。</p>	平成12年度より継続的に実施	国土交通省
<p>離島の観光資源の発掘 観光による離島地域経済の活性化を図ることを目的に、モニターによる観光資源の検証を行い、新たな観光ルートや手法の開発を目指している。また毎年東京において約100の離島が集まり、島と都市部との交流、島と島との交流、島と海外の交流といった様々な交流ができるような「場」を提供し、都市住民に対して、離島の観光情報等の提供を行っている。</p>	平成11年度より継続的に実施	国土交通省
<p>地域資源を活用した地域の魅力づくり活動の支援 地域資源を活用した複数の市町村間の交流・連携による地域づくりの構想の策定及びモデル事業の実施を支援する。</p>	平成12年度より継続的に実施 平成17年度目標	国土交通省
<p>旅館業と地場産業との連携による「トラディショナル・ジャパン(古き良き日本の体感)」運動 旅館業と地場産業との連携によって、古き良き日本の伝統を衣食住のすべての面で外国人客に体感してもらうことを目的とした全国旅館生活衛生同業組合連合会等が行う集客促進運動を支援する(ホームページ作成支援や後援名義付与による当該運動の広報の支援等)。この運動を展開することにより、目標年次(平成21年)までに、訪日外国人旅行者の平均滞在日数を9.0日以上(平成13年現在、8.5日(平成13年観光白書))にする。</p>	平成16年度より実施 平成21年度目標	厚生労働省

【都市再生に向けた取り組み】

以下のような都市再生に向けた取り組みを、他の支援施策と重層的・立体的に展開して、一地域一観光を積極的に推進する。

地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり(札幌、仙台、広島)		都市再生本部、国土交通省
新たな都市型エネルギー供給システムや地下歩行空間整備や創生川の環境整備等について検討し、人と環境を重視した都心づくりを推進する。(札幌)	継続的に実施	
都心部の自動車交通量削減や交通需要マネジメント施策等を検討するなど、緑美しい都市の実現に向けた取り組みを推進する。(仙台)	継続的に実施	
市街地を流れる河川をオープンカフェなどの場として開放し、賑わい空間を創出する方法等について検討する。(広島)	継続的に実施	
全国都市再生のための緊急措置		都市再生本部
全国からの提案に即した、歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり(犬山、京都等)、都市観光の推進(稚内、石垣等)、環境共生まちづくり等のテーマごとに共通の制度的課題を具体的に解決し、制度を再構築するとともに、事業の集中的な実施を進めている。	継続的に実施	
「地域が自ら考え自ら行動する」都市再生活動を「全国都市再生モデル調査」として支援する。	平成15年度より実施	

【構造改革特区における一地域一観光】

以下のような観光にも資する構造改革特区制度と他の支援施策とを重層的・立体的に展開して一地域一観光を積極的に推進する。

遊休地、自然環境等の有効活用による市民農園の開設、交流拠点づくりの促進 グリーン・ツーリズム(農村観光)等に取り組む地域における個人やNPOなど多様な主体による市民農園の開設や、農山漁村と都市との交流空間拠点づくりを促進するため、地方公共団体等以外の者による特定農地貸付事業、農地や採草放牧地のNPO等への貸付事業、国立・国定公園内における自然を活用した催しの容易化事業等の特定事業を行う 市民農園の開設については、15年度4月～5月まで16件の特区計画が認定された。	平成15年度より実施	農林水産省、国土交通省、環境省
農家民宿の規制緩和 グリーン・ツーリズム(農村観光)等に取り組む地域における農林漁家による民宿の開業等を促進するため、旅館業法上の客室延床面積要件の撤廃、農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化、送迎輸送のための道路運送法の運用の明確化をアピールするとともに、農家民宿向けの簡易な消防用設備等の容認、特定農業者による濁酒の製造に関する免許要件の緩和、農業生産法人の事業範囲への民宿業などの追加を行う。	平成15年度より実施	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

魅力あるまち むらを演出する良好な空間の形成支援

【まち】

地域の創意工夫を活かしたまちづくり総合支援 道路、公園、河川等の施設整備、面整備等のハード事業から、まちづくり活動支援等のソフト事業まで、多彩な補助メニューにより、景観に配慮した空間整備、歴史的遺産を活かした街並み形成等、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進する。	平成12年度より継続的に実施	国土交通省
地域の歴史・文化・自然を活かした観光振興に資する都市公園等の形成	継続的に実施	国土交通省

城址、旧跡、樹林地、湖沼等地域の歴史的・文化的・自然的資源の保全・活用により地域の観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進し、地域の活性化、魅力ある地域の形成を図る。		
歴史的街並みの景観を活かした身近な街路整備 伝統的建造物群保存地区や重要文化財建造物等を含む地区において、その歴史的街並みの景観を活かした身近な街路整備により、地区の歴史を活かしたまちづくり等を行う。	継続的に実施	国土交通省
緑陰道路プロジェクト 美しい街並みを形成し、都市の顔として誇れる空間を創造するために、市民と道路管理者が協力しながら街路樹を剪定せずに管理する緑陰道路プロジェクトをモデル地区において試行的に取り組む。	平成15年度より実施	国土交通省
道の駅の整備 休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を持ち、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場をコンセプトに「道の駅」を整備する。	継続的に実施	国土交通省
サイクルツアー推進事業 サイクリングを楽しみながら地域の魅力をゆっくりと堪能する新しいツーリズム(サイクルツアー)を普及するため、サイクリングロードと観光資源、川の親水施設、港湾緑地等との連携など自転車と他の交通機関の連携を強化する各種施策を総合的に推進する。	平成16年度より実施 予定	国土交通省
ウォーキング・トレイル事業 地域住民やウォーキング団体等と共同で策定するウォーキング・トレイル計画に基づき、歩きやすさを十分に配慮し、周辺景観や地域の個性を活かした歩行者専用道路等の施設整備を行う。	平成8年度より継続的に実施	国土交通省

【水辺・海辺】

川に親しめる空間、オープンスペースを使った水辺の賑わい空間の形成 河川の親水や舟運等の利用の増進を図るため、河川を利用する者が水面に安全かつ容易に近づくことが出来る構造の確保及び都市河川にあっては都市景観との調和、河川周辺の市街地との導線の確保を図る。	継続的に実施	国土交通省
快適な水環境・水の風物詩の復活 下水道により観光地のトイレを水洗化し、快適な環境を整備するとともに、河川・湖沼等の水質を改善し、地域の祭りなど水にまつわる風物詩の復活に資する。	継続的に実施	国土交通省
「みなと」を活用した快適空間の形成支援 観光産業などの地域産業、海に開かれた特性など、「みなと」の持つ観光・景観資源を最大限活用し、港湾管理者を始め、地域住民、NPO等が連携して地域の交流エリアとなる快適な「みなと」空間の形成を図る。平成14年度は、モデル港(鳥取港等)においてミニ実験を実施。また、「みなとオアシス」シンポジウム開催(広島市)。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省

独特の港まち文化を有する函館、小樽において、交通アクセスの改善や運河の水質改善を図るなど、快適空間となるような環境整備を図る。	平成9年度より継続的に実施 平成22年度頃目標	
いきいき水路のむらづくり メダカが集うピオトープ(生態系空間)や「あぜみちやせせらぎ」などの景観を創出している農村の用水路の保全を通じて、人と自然がふれあい、心安らく水辺空間の形成を推進する。市町村からの登録を受け、平成14年度までに全国80地区で子どもたちの遊び場、自然体験の場を提供した。	継続的に実施	農林水産省
河川や湖沼における親水性レクリエーションの場づくり 河川や湖沼の豊かな自然環境を活用した、釣場やふれあい河川などの親水性レクリエーションの場づくりを支援する。 12年度から14年度まで全国10市町村で遊漁等施設、体験学習施設等の整備を実施し、15年度は1地区で実施予定。	平成12年度より継続的に実施	農林水産省
地域の特色や都市住民の憩いの場にも配慮した魅力ある漁港空間づくり 美しい漁港景観の向上を図るとともに、漁港広場など都市住民等が漁村の豊かな自然等に安全に親しめる交流空間を提供し、漁業に対する理解を深め、地域の活性化を図る。 14年度において28道県、15年度は24道県で漁港の環境向上に必要な施設を整備する。	継続的に実施	農林水産省

【田園】

自然環境や農村景観に配慮した個性あるむらづくり 自然環境や伝統的な農村景観の保全・復元等に配慮し、地域のニーズに応じた農業生産と農村生活の場を総合的に創出する。 13年度から農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業、むらづくり総合整備事業(15年度～)の事業メニューの一部として、水辺環境整備や歴史的な農業水利施設等の整備を継続的に実施している。	平成13年度より継続的に実施	農林水産省
田園空間博物館の展開 農村地域が有する豊かな自然、伝統文化等多面的な機能を再評価し、農村の生活、文化、景観、自然など有形、無形の資源を保全、復元、活用し、地域全体を「田園空間博物館」とすることにより、美しい田園空間を創造する。 田園整備事業により14年度に52地区、15年度には54地区で伝統的農業施設や農村景観等の保全、復元等に配慮した整備を実施する。	平成10年度より継続的に実施	農林水産省

【森林】

景観や環境に配慮した多様な樹種で構成される森林づくり	平成14年度より継続	農林水産省
----------------------------	------------	-------

<p>景観や環境に配慮し、杉並木や紅葉の森、原生のブナ林など地域的な特徴があり多様な樹種で構成された森林を育成・保全する。</p> <p>平成13年に策定された「森林・林業基本計画」に基づき、森林を重視すべき機能に応じて「氷土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの区分に応じて、複層林化や広葉樹の導入など多様で健全な森林の整備・保全を実施している。</p>	的に実施	
<p>緑化活動や里山林等の多様な利用を通じた森林の保全・整備の促進</p> <p>都市住民等も含めた国民参加型の緑化活動を推進するとともに、森林での様々な体験活動等を通じた教育的活動（森林環境教育）や里山林等の保全活動と健康づくりの場としての活用など多様な利用を促進する。</p> <p>14年度は、46都道府県において、森林ボランティア等広範な国民による森林づくり活動等への支援や「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備等を実施した。15年度は、従来の取り組みに加えて、新たに、山村に滞在し、下刈りや除間伐等の森林保全・体験活動等や健康づくりの場としての活用等に対する支援を実施する。</p>	平成13年度より継続的に実施	農林水産省
<p>国有林を活用した森林レクリエーション活動の場の提供</p> <p>国有林の中から、国民の保健・文化・教育的利用を推進するため「レクリエーションの森」を選定し、人と森林とのふれあいの場を国民に広く提供することにより、森林レクリエーション活動のための利用及び地域の振興を推進する。</p> <p>14年度の利用者数は156百万人。15年度以降、森林とのふれあいに対する要請に的確に応えていくため必要な情報提供を行い、レクリエーションの森の整備・活用を積極的に推進。</p>	継続的に実施	農林水産省

(3)一地域一観光のネットワーク化

<p>一地域一観光のネットワーク化の推進</p> <p>観光資源を有する地区と宿泊拠点となる地区をネットワーク化した外客来訪促進地域において、広域観光ルートの整備及び国際観光振興会（JNTO）による重点的な海外宣伝を行う</p>	平成9年度より継続的に実施	国土交通省
<p>地域に点在する観光資源に対し、広域的な連携を図るために広域観光案内版、小規模休憩施設の整備を支援する。平成15年度においては香川県全域地区で実施する。</p>	平成12年度より継続的に実施	
<p>都市と地方の連携による交流事業の支援</p> <p>都市と地方の農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により、地域活性化のために行われる先導的な交流事業を一体的に支援する。</p>	平成15年度より実施	国土交通省
<p>グリーン・ツーリズムの展開</p> <p>農家民宿、地域の農業やおいしい食の体験など、新たなグリーン・ツーリズム（農村観光）を総合的に推進する観点から、普及推進イベント等の開催やグリーン・ツーリズムを担う人材の育成などを実施し、都市住民の多様なニーズに対応したグリーン・ツーリズムを展開。</p> <p>15年度に全国35道県でグリーン・ツーリズムの新たなスタイルを普及・推進するため検討会やイベント等を開催する。</p>	平成15年度より実施	農林水産省
<p>都市部における農業者と住民との交流促進</p>	平成15年度より実施	農林水産省

<p>都市農業の発展のために市町村が実施する事業(住民による農業ボランティア活動等の支援、都市部における農業者と住民との交流・ふれあいの場の整備の実施等)に対する補助を行い、都市部における農業者と住民との交流の推進を図る。 15年度に全国10地区で農業ボランティア活動等の支援や、全国9地区で都市部における農業者と住民との交流の場等の整備への支援を実施。</p>		
---	--	--

(4) 沖縄等の魅力づくり 魅力の発信

沖縄におけるアジア・太平洋地域に開かれた観光・リゾート地の形成

<p>国際的な海洋性リゾート地の形成 観光関連施設、観光拠点施設、観光関連公共施設の整備促進、ショッピングの魅力向上、アメニティーを高める公共インフラの整備、自然環境の保全・再生等により、国際的な海洋性リゾート地の形成を図る。 15年度においては、14年11月オープン沖縄美ら海水族館に次ぐ大型観光拠点となる「国立劇場おきなわ」の整備、沖縄都市モノレールの開業、リゾート地のネットワークを強化する道路網の整備、沖縄型特定免税店の展開促進、サンゴ礁緊急保全対策事業等の実施により、国際的な海洋性リゾート地の形成に資する。 (沖縄振興計画(平成23年度まで)、沖縄県観光振興計画(平成16年度まで)に沿って実施)</p>	平成14年度より継続的に実施	内閣府
<p>健康保養の場の形成 健康保養型観光の推進、バリアフリー観光の推進、健康の保持増進に資する食の提供、開発・普及等により、健康保養の場の形成を図る。 15年度においては、健康保養型観光推進事業、美ら島ブランド創出推進事業等の実施により、健康保養の場の形成に資する。 (沖縄振興計画(平成23年度まで)、沖縄県観光振興計画(平成16年度まで)に沿って実施)</p>	平成14年度より継続的に実施	内閣府
<p>エコツーリズムなど体験・滞在型観光の推進 エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の促進、世界遺産の保全、琉球歴史回廊の形成促進、体験滞在交流促進事業の実施等により、体験・滞在型観光の推進を図る。 15年度においては、エコツーリズム推進事業、世界遺産周辺整備事業、体験滞在交流促進事業等の実施により、体験・滞在型観光の推進に資する。 (沖縄振興計画(平成23年度まで)、沖縄県観光振興計画(平成16年度まで)に沿って実施)</p>	平成14年度より継続的に実施	内閣府
<p>コンベンションアイランドの形成 国際会議等各種会議の沖縄開催の推進、国際会議等コンベンション施設の整備、人材育成の強化等により、国際コンベンションアイランドの形成を図る。 15年度においては、「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議」を開催するとともに、「沖縄現地視察・セミナー」を実施するなど、政府全体として沖縄への国際会議等の誘致に引き続き積極的に取り組むことにより、国際コンベンションアイランドの形成に資する。 (沖縄振興計画(平成23年度まで)、沖縄県観光振興計画(平成16年度まで)に沿って実施)</p>	平成14年度より継続的に実施	内閣府
<p>外国人旅行者受入基盤の整備、誘客活動の強化</p>	平成14年度より継続	内閣府

<p>国内外の観光客の受入体制の整備、ホスピタリティーの高揚、外国人にも優しい観光地づくりの推進、海外における沖縄観光の宣伝・情報提供の強化、海外観光客誘客プロモーションの強化等受入基盤の整備、誘客活動の強化を図るとともに、空港、道路等について必要な整備を行い、観光客のアクセス条件の向上を図る。</p> <p>15年度においては、沖縄観光誘客キャンペーン事業、観光人材研修事業、観光人材育成システム構築事業、観光振興地域等整備事業（外国語を併記した観光案内標識、観光利便施設、ダイビング利便施設等の整備）、沖縄観光共通プラットフォーム構築事業（国内外の観光客に対する質の高い観光情報の提供）等の実施により、観光客の受入体制の整備等に資する。（沖縄振興計画（平成23年度まで）、沖縄県観光振興計画（平成16年度まで）に沿って実施）</p>	<p>的に実施</p>	
<p>芸能の宝庫、歌と踊りの島「沖縄」の伝統芸能・文化の探求</p> <p>国の重要無形文化財「組踊」等沖縄の伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立劇場おきなわ」が、平成16年1月開場する。平成15年度は開場記念公演を8週にわたって開催し、様々な角度から沖縄伝統芸能等を取り上げ、週ごとにテーマを替えて展開することとしている。併せて、文化交流型観光の推進に資する。</p>	<p>平成15年度より実施</p>	<p>文部科学省</p>

奄美・小笠原の魅力づくり 魅力の発信

<p>奄美・小笠原の貴重な自然や伝統文化を活用した魅力づくり 魅力の発信</p> <p>他の地域にない風土的な特性と亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境や世界に類を見ない貴重な動植物を有する自然的特性を最大限に活用するとともに、地域の個性と地元の創意を生かし、文化を通じた他地域との交流活動を促進し、両地域の特性を活かした魅力づくりを通じ、観光の振興を図る。</p> <p>また、観光・交流活動の促進に資する文化・スポーツ等の各種イベントやPR活動を積極的に実施し、両地域に対する認識を高め、魅力の発信に努める。</p> <p>なお、15年度においては、奄美については本土復帰50周年という節目の年であることを記念した各種イベントを実施、小笠原についても本土復帰35周年記念イベント、平成17年春のテクノスーパーライナー就航に備えた受入れ体制の整備等を実施。</p>	<p>継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>
---	---------------	--------------

。日本ブランドの海外への発信

我が国の外国人旅行者受入れが世界的にみても低位にある大きな理由の一つは、これまで日本はその良さ、魅力などを海外に熱心に広報してこなかったことにある。我が国は海外ではとすれば工業国で魅力に乏しい国とみられがちであるが、本来は報告書にもあるように、魅力の宝島である。

したがって日本の魅力について強力に情報発信していく必要があるが、留意すべきは、情報発信の効果を最大にすることであり、情報の受け手に響くよう、受け手の関心に合致したアピール度の高い情報発信を様々な媒体で多角的・立体的に行う必要がある。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1. 日本ブランドのより効果的な発信のための戦略・体制			

様々な情報があふれる今日、効果的な情報発信のためには、ターゲットを絞り、ニーズ、ウォンツを徹底的に調べ、発信戦略を立てる必要がある。その際、他の観光先進国がどのように進めているかを把握する。また、情報発信は国のみならず民間企業、地方公共団体等と連携・共同して行うことが効率的であり、そのための体制整備も重要である。

(1) 調査、戦略構築

観光先進国の取り組みに関する徹底調査 外国人旅行者の飛躍的増大に成功した国等の観光先進国において、当該国がどのような方法や戦略に基づいて、海外向けの観光PRを実施しているのかについて、徹底的に調査・分析を実施する。	平成15年度より実施 平成16年度中に終了。以後、継続的にフォローアップ。	国土交通省
各国における日本のイメージや、ニーズ、ウォンツ等に関する徹底調査 海外の各国で抱かれている日本のイメージや、それをブランドとしてイメージアップするための課題、方策等について調査・分析を行うほか、市場ごとの旅行市場としての特性を把握するためマーケティングリサーチを行うことにより、戦略的マーケティングの実施を図る。 平成15年度に実施予定の米国他における世論調査に、観光関連調査を導入する。	平成15年度より実施 平成16年度中に終了。以後、継続的にフォローアップ。	外務省、国土交通省
日本ブランド発信の総合戦略の構築 日本ブランドの高揚に向けて、何を強調して、如何なる方法で発信していくべきかについて、その戦略を構築する。	平成15年度より実施 平成16年度中に終了。以後、継続的にフォローアップ。	外務省、国土交通省
国・民間・地方、国内・国外が一体となった日本ブランド発信体制の強化 ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、国、地方、民間が連携して日本ブランドの発信を行う体制の一層の強化を図る。	平成14年度に体制整備済み。以後、必要に応じ強化。	外務省、国土交通省
観光立国フォーラムの開催 わが国においてインバウンドを目的とするフォーラムの開催について検討する。フォーラムには、海外先進国においてインバウンドの取り組みに精通する学識経験者、行政官、政府観光局職員、業界関係者等を日本に招待し、各国が採った取り組みや経験、ノウハウを発表・講演していただくことにより、日本が海外観光宣伝を行ううえでの参考にする。	平成15年度より準備開始	国土交通省

(2) 体制整備

海外主要国におけるビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会の発足 訪日旅行者上位国・地域において、日本の観光のPR等を行うため、在外公館長を会長とし、国際観光振興会等関係団体の海外事務所、民間企業の海外支社等を構成員とするビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会を設置する。 計20ヶ国・地域で、順次VJC推進会を立ち上げる。(6月韓国、7月香港で立ち上げ)	平成15年度より実施	外務省、国土交通省
国際観光振興会(JNTO)の海外機能の充実 JNTOの上海における海外観光宣伝事務所の新設(15年度目途)等東アジア地域における機能の強化を行う	平成15年度より実施	国土交通省

2. 観光先進国並みの日本ブランドの強力な発信

1で立てた戦略等をもとに、日本の魅力についての情報発信を強力に行う。その際、アピール度を高めるため、内閣総理大臣はじめ各大臣等によるトップセールスも行う。また海外の様々なメディアの活用、ITの活用、さらには海外にある在外公館からの情報提供など、多角的・立体的な情報発信を行う。また、国際コンベンション、国際イベントを誘致し、それを契機にしたPR等を積極的に行う。

(1) トップセールス、イベント等によるアピール度の高い発信

内閣総理大臣はじめ各大臣等の観光プロモーションTVCM等 内閣総理大臣をはじめ各大臣等の出演（総理大臣によるテレビCMは15年度内に収録・放映予定）による海外観光プロモーション用テレビCM等を積極的に活用して訪日促進を呼びかける。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省等
内閣総理大臣はじめ各大臣等の外国訪問時、及び各国首脳の来日時における訪日旅行促進要請 内閣総理大臣をはじめ各大臣等の外国訪問時に、海外の閣僚やメディア等に対し積極的に訪日促進を呼びかける。なお、平成15年5月の総理訪欧の際も、各国との首脳会談において、外国人旅行者を倍増させるといった日本の目標について説明している。また、各国首脳来日時に、日本の魅力をアピールするなど訪日旅行促進要請を行う。	平成15年度より実施	外務省、国土交通省等
外国人の観光親善大使による日本観光のPR 海外の親日的な有名人を観光親善大使として任命し、海外において、訪日旅行促進のため、日本の観光PRをしてもらうことについて検討する。	平成15年度より準備開始	国土交通省
文化交流使の派遣等による日本文化の海外発信 芸術家、文化人、研究者等を「文化交流使」として派遣するなど、日本文化の魅力を紹介する取り組みを通じて、日本文化を海外へ発信するとともに、我が国と諸外国の芸術家・文化人との連携・協力を図るため、文化交流使事業を平成15年度より実施する。	平成15年度より実施	文部科学省

(2) 海外メディア、映画・書籍等を通じた発信

マスメディアを活用した海外広報 ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、海外各市場向けに構築したPR戦略を踏まえ、テレビ、新聞、雑誌等により海外向け広報を積極的かつ効果的に実施する。	平成15年度より本格的に実施	外務省、国土交通省
ジャパン・ビデオ・トピックス（日本の世相を紹介するテレビ番組用素材）を海外マスメディアに提供。従来のものに日本の景勝地や文化財、地方自治体の紹介等観光関連のトピックを増加する。 平成15年度より、従来のものに日本の景勝地や文化財、地方自治体の紹介等観光関連のトピックを増やす。	平成15年度より実施	外務省
メディア招請	平成15年度より本格	外務省、国土交通省

<p>ビジット・ジャパン キャンペーンを含め、日本の魅力を効果的に発信する事業として、海外のテレビ、新聞、雑誌等における日本の紹介を促すため、これらのメディアの関係者を、地方公共団体との連携も行いつつ、日本の観光ルート等に招請する。</p> <p>平成15年10月：中国、インドネシア、韓国、マレーシア、香港、タイ、フィリピンから、計10名の観光関連記者を招待。観光地を中心とした取材ツアーを実施。</p> <p>平成15年11月：ASEAN諸国より計10名の記者を招待。訪日日程に観光に関する取材を取り込む。</p>	的に実施	
<p>ロケの誘致</p> <p>フィルムコミッション(映画等のロケを誘致・支援する非営利団体)の活動を支援する。現在全国約50地域でフィルムコミッションが活動している。</p>	平成13年度より継続的に実施	文部科学省、国土交通省
<p>海外における日本に関する情報の確認と適正化</p> <p>在外公館や国際観光振興会、関係団体の海外事務所等において、現地で販売される日本のガイドブックに誤りがあった場合、出版元に指摘するなど、正確な日本の文化、観光等に関する情報を提供し、PRの実施強化を図る。</p>	継続的に実施	外務省、国土交通省等
<p>優れた日本映画をはじめとしたメディア芸術の海外発信支援</p> <p>日本映画を積極的に世界に向けて照会するため、海外の映画祭への出品や、海外で開催されるメディア芸術祭等への参加等を支援し、日本文化の海外への発信を図る。平成15年度より、海外映画祭への出品、海外メディア芸術祭等への参加の支援する。</p>	継続的に実施	文部科学省

(3) IIを活用した情報発信

【ポータルサイトの構築】

<p>外国人の訪日を誘うホームページ「にっぽん魅力サイト」(仮称)の構築</p> <p>日本についての生活上の基本情報、アクセス、宿、食、遊、学、体験、移動、イベント、土産物などの情報に加え、さまざまな情報を検索できる機能や利用者の満足度を向上させる各種の機能などを持たせた観光のためのポータルサイトを構築する。サイトは各省庁や国際観光振興会(JNTO)のみならず、自治体、内外の観光関連事業者などのホームページとも連携して、広範な情報を検索できるほか、訪日外国人の受け入れを行う宿泊施設、宿泊施設のバリアフリー状況等の情報提供を行う。</p>	平成15年度より実施	国土交通省
<p>外国人向け日本情報総合発信インターネットサイトの構築</p> <p>日本の魅力を総合的に発信する広報サイトの運営(Japan Information Network、在外公館ホームページ)。</p> <p>JINと他の政府関係機関等のホームページとの連携を実施。JINに観光の窓口を設定(平成14年度:2億1千万ヒット)。</p> <p>在外公館のホームページ上で、各国の事情に則した日本紹介を実施(現在118公館)。</p>	継続的に実施	外務省

【ホームページ、データベース等コンテンツ等の整備】

文化遺産オンライン構想」の推進	平成15年度より実施	総務省、文部科学省
-----------------	------------	-----------

ブロードバンドを通じて有形・無形の様々な文化遺産に関する情報を積極的に公開するとともに、その利活用を促進する「文化遺産オンライン構想」を強力に推進し、平成18年度に1,000館程度の博物館・美術館等の参加を目指す文化遺産のインターネット上での総覧の実現などの取り組みを進める。	平成18年度目標	
国立公園・世界自然遺産地域等に関するインターネット情報の多言語発信 インターネット自然研究所が提供している日本の国立公園のライブ映像や利用案内、日本の世界自然遺産地域の画像等の外国語版を作成し、海外に情報発信する。	平成14年度より継続的に実施	環境省
外国人向けのグリーン・ツーリズムのホームページの作成 グリーン・ツーリズムを進める一環として、地域のおいしい食、特色ある暮らしぶりの体験など魅力の発信について、インターネット等による外国人や都市住民等に対する情報の提供を充実する。 15年度において、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化などを図ることとしている。	平成15年度より実施し、年度内にホームページ作成	農林水産省
観光資源として優良な公共建築物のPRの推進 公共建築100選に選定された建築物をはじめ、観光資源としても優良な公共建築物について、ホームページ等を作成し、観光振興に寄与する公共建築物のPRを図る。	平成15年度より実施	国土交通省
海域環境データベースの構築 わが国の海辺に生息する生物や海域の水質に関する情報を収集し、沿岸域環境データベースとして構築するとともに、外国人に対しても日本の沿岸域環境に関する情報の提供を行う。	平成15年度より情報提供開始。以後、データ拡充・更新を継続。	国土交通省
日本を紹介する地理情報システムのための多言語空間データ基盤の提供 観光を企画・立案する機関が、多様なニーズに対応できる観光情報発信のために、「電子国土Web(ネットワーク上にバーチャル国土を構築するツール)」を公開し、背景となる空間データを自由に利用してもらう。また、外国人にも対応可能な多国語空間データ基盤を整備・提供する。	平成15年度より実施	国土交通省

(4)フェイス・トゥ・フェイスの発信

海外の旅行業者の招請及び日本の旅行業者との商談会の開催 ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、海外所在の旅行業者が、日本の観光・旅行商品等の造成、販売を促進するため、これらの旅行業者を日本へ招請し、日本の旅行会社との商談会を開催する。	平成15年度より本格的に実施	国土交通省
駐日各国大使館に対する日本の魅力等の情報発信 ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、海外における日本に関する正確な情報の発信や観光魅力の紹介のため、駐日の各国大使館員に対して日本の魅力の情報発信を継続的に実施する。	平成15年度より本格的に実施	外務省、国土交通省
日本の観光PRを行うビジット・ジャパン・ミッションの派遣	平成15年度より本格的に実施	国土交通省

官民の観光関係者で構成される、日本の観光PRを行うことを目的とした「ビジット・ジャパン・ミッション」を組織し、海外に派遣する。また、ビジット・ジャパン・ミッション派遣時等におけるセールスツールとして「日本」を宣伝・紹介する公式ガイドブックを英語、仏語、中国語、朝鮮語等多言語にて作成する。	的に実施	
ビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会による活動 訪日旅行者上位国・地域において設置されたビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会において、日本の魅力のPR活動、マーケティング活動への支援・協力を行う	平成15年度より実施	外務省、国土交通省
在外公館による日本の魅力の発信 在外公館による観光誘致関連講演会、セミナー、催物等の実施・協力、外務省の各種広報資料（映像資料、広報グッズ等）、関係省庁、関係諸機関、地方自治体作成の観光関連資料等を配布。	継続的に実施	外務省
日本の文化を発信する国際交流事業の実施 在外公館及び国際交流基金による日本の文化を発信する事業の実施により、外国人の訪日需要を喚起。文化交流団体による外国における日本文化紹介事業の実施を支援、促進。 日本文化関連の公演・展示、日本の映画上映会、日本語普及事業等の実施。 海外のテレビ局による日本関連番組の制作・放映支援等の実施。 現代日本文化（アニメ、ポップ音楽、ファッション等）を紹介するための巡回派遣、巡回写真展等の実施。	平成15年度より実施	外務省
ワーキングホリデー制度（日仏及び日独）のフル活用のための広報強化 日仏、日独間のワーキング・ホリデー制度の広報を強化し、両国青少年の参加を促進。 平成15年より、在外公館におけるワーキング・ホリデー制度の広報努力、日本国内での環境整備等の強化を通じ、仏側からの査証申請を上限まで増加させる（平成14年上限数は400件）。独・査証発給数のアンバランスの是正を目指したドイツ人参加者の増加を図る。	日仏：平成11年度開始 日独：平成12年度開始	外務省
アピール度の高い美しい地図の作成、配布 魅力ある日本をアピールするために、素材や表現方法を工夫し、かつ、日本的で美しい編集内容とした地図を作成して、2005年愛知万博などでの活用を目指す。	継続的に実施	国土交通省

(5)コンベンション、イベント等の誘致・開催

コンベンションの誘致・開催

国際コンベンション・見本市等の強力な誘致 国際コンベンション等の日本での開催を誘致するため、主催者等への施設・観光等に関する情報提供、日本への招請及び開催決定後のPRを行う	継続的に実施	経済産業省、国土交通省
国際文化フォーラムの開催 国内外の文化人・芸術家を招へいして、国際セミナー及び公開シンポジウムを開催することなどにより、日本文化を国際的に発信し、文化を大切にす国日本を世界にアピールする。 平成15年度は「文化の多様性」をテーマとした国際文化フォーラムを関西地域で開催。	平成15年度より毎年開催予定	文部科学省

イベントの誘致・開催

愛・地球博」への参加招請・外客誘致と開催を契機としたPR活動 2005年3月25日～9月25日に愛知県で開催される「愛・地球博」を契機として、多数の外国人観光客を誘致できるよう、海外においてPR活動を積極的に行う	平成14年度より継続的に実施 平成17年度終了	外務省、経済産業省
大型周年事業と連携した観光誘致 各種大型記念事業と観光誘致のための広報をタイアップして実施する。 平成15～16年「日米交流150周年」、「日加修好75周年」 平成17年「日・EU市民交流年」、「日・ルウエー国交樹立100周年」 平成17～18年「日本におけるドイツ2005/2006」等	継続的に実施	外務省

。観光立国に向けた環境整備

旅行者とりわけ外国人旅行者が訪日した際にどのような印象をもって帰るかは一つ一つをとってみれば小さなことであるが、総体としては極めて重要なことである。例えば出入国手続きに時間がかかる、国際空港からのアクセスが容易ではない、表示・標識が理解できない、料金が安い、などの印象を多くの人々が持てば、それらの人がリピートしないばかりか、口コミで情報が広まり日本への旅行を控える人が増殖する恐れがある。

そこで、特に外国人旅行者の訪日促進という観点から環境整備に係る施策をここに盛り込むが、ここでは日本国内での滞在時の快適な観光を支える環境整備と海外から日本に到着するまでの行動が円滑に行えるための環境整備に分けて記述する。

- 1. 快適な観光を支える国内環境整備

外国人の日本滞在時の快適な旅行環境整備として、外国人の一人歩きも可能な親切・快適空間の形成、国内移動の利便性等の向上、外国人のニーズに応える観光サービスの提供について、ここにまとめる。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1.外国人の一人歩きも可能な親切・快適空間の形成	日本人は普段気が付くことはないが、外国人の日本における表示・標識等に関する不満の声は大きい。そこで、まず日本の状況を外国人に評価してもらい、外国人にも分かる、利用できる環境整備を行う。さらに、誰でもが利用できるよう、交通、建築物のバリアフリー化を進める。 (1)日本での観光環境整備に対する外国人による評価とガイドラインづくり	平成14年度より継続的に実施	国土交通省

また、訪日外国人旅行環境整備を推進するため、外国人による診断等を踏まえ、必要な施設、観光情報等に関するガイドラインの策定を検討する。		
--	--	--

(2)外国人にも分かる、利用できる案内 標識等の整備

【観光情報】

外国人旅行者にもやさしい観光交流空間づくり 各種案内標識の計画・整備等に関するガイドラインを作成するとともに、案内標識の設置状況、利用状況等を点検して、策定した整備計画に基づく案内標識の計画的・重点的な整備を支援する。	平成15年度より実施	国土交通省
外国語標記案内板、標識等の設置等に対する地方財政措置 地方公共団体が行う外国語表記案内板、標識等の設置、外国人向け情報誌、ガイドブック等の作成等について所要額を地方交付税で措置する。	継続的に実施	総務省
外国人対応が可能な観光案内所の増大・充実を促進するガイドラインの作成等に関する検討 ボランティアガイドの活用方策や外国人の特性に応じた必要な観光情報に関し、ヒアリング調査等の実施、ガイドラインの作成等により、複数の外国語による対応が可能な観光案内所が増大・充実する環境を整備する。	平成15年度より実施	国土交通省
携帯端末を利用した外国人への観光案内システムの開発 外国人旅行者の日本国内旅行を支援するため、自動通訳機能を備えたモバイル機器への観光関連配信システム等の実現を目指し、その運用等についての実証実験を実施。	平成15年度より実施	国土交通省
地理・地図の知識を高め、魅力のある日本を伝えられる人材育成 我が国の景観・歴史・文化・産業等に関する地理・地図の知識を高めるため、教育関係者との連携を図りながら、魅力ある日本を伝えられる人材の育成を推進する。	継続的に実施	国土交通省

【一般情報】

携帯電話等を用いた多言語自動翻訳システムの研究開発 実用的な携帯型の多言語（英語、中国語、韓国語）同時音声翻訳機器を実現するための音声認識、多言語翻訳及び翻訳結果を適切な形で表現するインターフェース技術等の研究開発。 平成17年度までに、自動翻訳システムの要素技術の開発を完了する。	平成15年度より実施 平成17年度目標	総務省
外国人にも分かる災害情報、気象情報の提供 旅行をする上で欠かせない気象情報及び防災情報を、インターネット、マスメディア、旅行情報サービス業者等を通じ、外国人旅行者を対象に分かり易くかつ迅速に提供する体制を強化する。 (より多種の言語での提供や、絵・マーク等での表記。情報提供媒体の増加。旅行者への情報入手方法の周知。)英語での天気予報等の情報提供は、平成14年度より実施。	継続的に実施	国土交通省

海外からの旅行者には、観光情報とともに防災情報も知らせる必要がある。そのために、防災関係機関の発信する防災情報を重ね合わせられる多言語空間データ基盤を整備、提供することにより、災害の範囲や位置関係の確認が容易となる。	平成15年度より実施	
--	------------	--

【交通】

路線番号案内等わかりやすい道路案内標識の整備 都道府県道が交差する主要交差点での路線番号案内等表示を推進するとともに、道路案内標識や歩行者用地図への外国語併記を推進する。	継続的に実施	国土交通省
駅におけるナンバリング(番号制)等の検討 外国人旅行者が一人歩きできる分かりやすく利用しやすい鉄道を目指すという観点から、路線が複雑で外国人の利用の多い地域を中心に、駅に番号を付すことなど、情報提供のあり方について検討を行う。	平成15年度より検討着手 できるだけ速やかに結論を得る。	国土交通省
バス車内、バス停、路線案内板等における外国語表記の推進 外客誘致の主なターゲットとしている中国人と韓国人に焦点を当て、英語のみならず、中国語と韓国語の表記化を推進する。	平成15年度より実施	国土交通省
デジタル道路地図の多言語化 全国の道路データからなるデジタル道路地図について、これに道路標識に関する情報やその他の情報を多言語で収録し、カーナビ等のITSアプリケーションや、ウェブを活用した情報提供サービス等での多言語表示に係る開発が促進される。	平成15年度より実施 平成17年度目標	国土交通省

【施設】

美術館・博物館等における外国人への対応促進プラン 国立新美術館及び九州国立博物館(仮称)を建設するとともに、重要な文化資本である美術館・博物館等において、多言語による情報提供や解説の充実、所蔵品のデジタル情報化を推進する。また、国立博物館においては、平成15年度から収蔵品のうち重要文化財を4カ国語に翻訳し計画的にデジタル化を行い、平成17年度から公開する。	平成15年度より実施 一部平成17年度中目標	文部科学省
美術館、博物館における文化ボランティア活動の推進 平成14年度には、「文化ボランティア通信」の発行、「全国文化ボランティア交流会」の開催等を行ったところであり、平成15年度においても引き続き「文化ボランティア通信」の発行を行うほか、文化ボランティア実践事例集の作成・配布、先導的・実験的な文化ボランティア活動に支援を行う文化ボランティア推進モデル事業の実施などによって、全国各地の文化ボランティア活動を推進する。	平成13年度より継続的に実施	文部科学省
防衛庁・自衛隊広報関連施設における外国人旅行者の受入れ	継続的に実施	防衛庁

市ヶ谷台ツアー、陸上自衛隊広報センター(朝霞)、海上自衛隊佐世保史料館及び浜松広報館について、各種関係機関に継続的に情報を提供するとともに、英語版の防衛庁ホームページ等を積極的に活用して周知を図るほか、外国語版パンフレットの作成等を行い外国人の見学しやすさの向上を図る。外国語版パンフレットについては、広報センター、佐世保史料館及び浜松広報館において既に作成しており、また、外国語の案内板については広報センター及び浜松広報館で整備済みである。		
---	--	--

【自然公園等】

自然公園、温泉地等における外国人も安心して利用できる環境づくり	継続的に実施	環境省
<p>国立・国定公園及び温泉地等において、公園利用施設等の整備にあたり、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、利用拠点地区におけるセンター施設の設置・改装(提供情報のマルチ言語化)、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備を進めるとともに、国立公園・世界自然遺産地域を紹介した外国語表記のパンフレットの作成等を行う。</p> <p>また、温泉利用施設における掲示の適正化等を行うことにより、国内外の温泉利用者が安心して温泉の恵みを楽しむことができるよう温泉の適正利用を推進する。</p> <p>標識類の外国語併記については、これまで11箇所の利用拠点で実施。</p>		

(3)バリアフリー化の推進

交通バリアフリーの推進		国土交通省
<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を一層促進するため、交通バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等における旅客施設・車両等のバリアフリー化の推進、市町村による基本構想の策定促進等を行う。平成13年度末において、1日の平均利用者数が5000人以上の旅客施設のエレベーター・エスカレーター等の設置等による段差解消率は33%であり、今後も一層の旅客施設・車両等の公共交通機関のバリアフリー化を推進する。</p>	継続的に実施	
<p>誰もが安心して通行できるように、特に主要な鉄道駅周辺における主な道路について、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや幅の広い歩道等の整備による歩行空間のバリアフリー化を推進。</p>	継続的に実施	
建築物のバリアフリーの推進		国土交通省
<p>ハートビル法に基づき、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大、特別特定建築物の建築等について一定の基準への適合義務付け、認定を受けた特定建築物への支援等を行う。</p>	継続的に実施	

2.国内移動の利便性等の向上

移動は、総じて旅行時間のうちの多くを占める。したがって、この移動が円滑かつ快適に行われることは旅行全体の印象を左右する重要な要素である。したがって、輸送力・安全性・快適性等が確保されるような施策の推進が必要である。

(1)国内航空の輸送力の増強、安心・快適な国内航空の確保

東京国際空港(羽田)の再拡張事業による首都圏と全国各地を結ぶ路線網の充実 4本目の滑走路等を整備する羽田空港の再拡張事業により、発着容量を大幅に増加(28.5万回/年→40.7万回/年)させ、首都圏と全国各地を結ぶ多様な路線網の形成・多頻度化による利用者利便の向上等を図る。	可能な限り早期に着工	国土交通省
観光需要に見合った航空輸送力の確保 観光旅客需要をはじめとする今後の航空需要増大に見合った航空輸送力確保のため、瀬戸内海等の観光(徳島飛行場)や離島観光(与那国空港)にも寄与する一般空港で実施中の滑走路新設または延長事業を着実に推進する。 (徳島飛行場は平成19年度、与那国空港は平成18年度に滑走路延長事業が完了)	継続的に実施	国土交通省
航空輸送の信頼性の向上 天候に起因する視程不良による欠航便数が多く、就航率改善効果が高いと見込まれる空港に高カテゴリーの計器着陸装置を整備することや積雪時の安定的な離着陸を確保するための滑走路の延長等により、就航率の向上並びに運航の定時性の確保を図る。	継続的に実施	国土交通省
航空におけるローカル線の維持・活性化 航空会社が幹線等高需要路線に比べ収益力が弱いローカル線の運航を実施するために必要な環境整備を図ることによって、ローカル線の維持・活性化を図り、訪日外国人旅客の移動の利便の向上及び地方経済の活性化を実現する。	継続的に実施	国土交通省

(2) 空港・港湾の利便性の向上、高度化

東京国際空港(羽田)の利便性の向上 京急蒲田駅において、羽田空港への直通列車の大幅な増加や所要時間の短縮等を図るための総合的改善事業を実施。	平成13年度より継続的に実施 平成24年度完成予定	国土交通省
東旅客ターミナルの整備及びそれに伴うモノレール延伸、首都高速道路におけるランプ増設、環状八号線からのターミナル地区への連絡道路の建設、東西旅客ターミナルをつなぐ連絡通路の建設を進めることにより、羽田空港の利便性の向上を図る。	平成16年完成予定	
地方空港・港湾等へのアクセスの向上 仙台空港と仙台市との間17.5kmを鉄道で結ぶ等、地方空港へのアクセスを改善することにより、旅客の利便の向上を図る。	平成12年度より継続的に実施 平成18年度完成予定	国土交通省
地域高規格道路を始めとする空港・港湾等へのアクセス道路の整備や機能強化を図る。 地域固有の価値向上を図るため、地域の玄関、顔であるゲートウェイ空間(空港、港湾及び市街地へのアクセス)の地域固有の価値ある資源の発掘・分析手法、地域の価値形成メカニズムを明らかにするとともに、資源の活用手法、空間の整備手法を提言する。	継続的に実施 平成17年度目標	

航空旅客ターミナルビルにおける外国人向け情報提供機能の向上 案内表示の設置や外国語によるパンフレット等の整備の充実を図るとともに、アクセス案内表示を一元化することにより、初めて訪れた外国人旅行者などが気軽に目的場所へ移動できるようなターミナルビルを目指す。	継続的に実施	国土交通省
航空旅客ターミナルビルにおけるサービスの向上 関係者で協議会等を設置し、ターミナルビルのあり方、ターミナルビルで提供すべき観光を促進するための情報、サービス等を検討することにより、地域の資源を活かした魅力あるターミナルビルを目指す。(平成14年度に羽田空港の全搭乗ゲートに大型プラズマディスプレイを設置し、到着空港周辺の観光スポット情報等を提供。)	継続的に実施	国土交通省
旅客船ターミナルの整備 フェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、人に優しい旅客輸送や市民の交流活動の拠点として、地域の特性に配慮した、人々の交流を支える核となる旅客ターミナル施設等の整備を実施する。平成15年度は、別府港、鹿児島港などにおいて整備を実施する。	継続的に実施	国土交通省
観光ポテンシャルの高い利尻 礼文島など北海道の観光地への大型クルーズ船の寄港拠点の環境整備を図り、北海道のクルーズネットワークを形成する。	平成15年度より実施	国土交通省

(3)陸上幹線交通網の整備

観光地等の地域間の交流連携を支える高規格幹線道路 地域高規格道路、及び高速鉄道網の整備		国土交通省
国土の骨格を形成する整備新幹線等の高速鉄道網について着実な整備を推進する。九州新幹線(新八代～西鹿児島間)は平成16年春開業予定。	継続的に実施	
国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連絡する高規格幹線道路網、及びこれを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路について重点的に整備を進める。	継続的に実施	

(4)地域内移動の利便性・快適性の向上

観光地への自動車流入抑制による道路混雑の解消 自動車利用の観光客が多く訪れる観光地において、観光地周辺部の駐車場の整備等によるパークアンドライド等を検討し、観光地における道路混雑を解消する。	継続的に実施	国土交通省
世界に開かれた「快適・バスのまち」づくり バスのICカードの導入、景観にマッチしたバス停の整備等を促進することにより、観光都市におけるバスの利用促進及び美しく快適な観光交流空間の実現を図る。	平成15年度より実施	国土交通省
道路空間の安全性・快適性の向上に関する検討	平成18年度目標	国土交通省

既存の物理的道路空間と利用の実態のミスマッチを改善し、歩行者にとって安全でうるおいやにぎやかさを感じることができる歩行空間を実現するため、車道も含めた道路空間の再構築・有効利用法や、情報通信技術を活用した快適な歩行を支援するシステムに関する研究を実施する。		
公共交通の利便性向上と利用促進に関する検討	平成15年度より実施	国土交通省
公共交通でのストレス解消、都市交通の利便性向上のために、自動車共同利用やデマンドバス・パーク&ライト等の統合運行管理技術の確立を目指す。	平成18年度目標	

3.外国人のニーズに応える人と産業

ここでは、低コスト化をはじめとする観光産業の国際競争力の強化、キャッシュレス化、並びに訪日外国人の増大に対応した人材の育成に関する施策を記載している。このうち、人材育成は単に観光関連産業に勤務する者のみならず、外国人の語学教師招致をさらに進めるなど国民が外国人に触れる機会が増大するような施策も含めている。

(1)低コスト化など観光産業等の国際競争力の強化

宿泊施設にかかる外国人旅行者のニーズに対応した情報提供システムの構築 登録ホテル・旅館に加え、外国人旅行者を受け入れる宿泊施設について、外国人旅行者のニーズに対応した情報を複数言語でインターネットにより発信するシステムを構築する。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省
外客向け割引制度の効果等の検証 訪日外客の滞在費用を軽減する各種外客向け割引制度につき、その利用状況、効果等の検証を行う	継続的に実施	国土交通省
高速道路料金スーパー割引の導入 新規観光創出のための高速道路料金スーパー割引を導入し、地域経済の活性化を図る。	継続的に実施	国土交通省
魅力あるエンターテインメント産業に関する調査・検討 外国人にも魅力あるエンターテインメント産業について調査・検討する。	継続的に実施	文部科学省、国土交通省

(2)旅行のキャッシュレス化

複数の国において広く使用できるICカードの研究・実証実験 我が国を初め、東アジア地域において世界に先駆けて交通分野への導入が進んでいる非接触ICカード技術を活用して、同地域において共通に利用できるICカードを導入する構想を推進する。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省
---	----------------	-------

(3)国際交流時代を担う人材の育成

宿泊施設、公共交通機関において外国人旅行者に対応できる人材育成支援	平成14年度より継続	国土交通省
-----------------------------------	------------	-------

外国人旅行者の接遇向上のために、訪日外国人対応マニュアルを作成し、外客受入に関する研修等を実施する。	的に実施	
高等教育機関に対する観光分野の人材育成に係る観光立国懇談会報告書の提言の周知 高等教育機関である国公立大学に対し、観光産業への国際競争力強化が求められており、そのためにはそれに相応しい能力を備えた人材が決め手であるとの観光立国懇談会報告書の提言の周知を図る。	平成15年度に実施	文部科学省
大学等高等教育機関における観光関連学部の設置に関する検討 観光のリーダーの育成に資する高等教育機関における観光関連学部の設置に関し、まず、インターネットにより、国内外の大学における設置状況、カリキュラム等について調査する。	平成15年度より実施	国土交通省
教育訓練給付制度に係る観光関連講座の指定 観光産業の分野については、国家資格である旅行業務取扱主任者（一般・国内）及び通訳等に係る関連講座を指定しており、観光産業における人材育成に貢献している。	平成10年度より継続的に実施	厚生労働省

(4)人的国際交流等による国民の国際交流能力の向上

人物交流による相互理解の促進及び日本文化の魅力発信		外務省、文部科学省
在外公館の留学生アドバイザーや日本留学ホームページによる情報提供を強化する。語学教育、国際交流事業に従事する外国青年、将来的に指導的地位に就くと思料される外国青年等を招聘する。 世界130の国・地域を対象に、在外公館で国費留学生の募集・選考を実施。 在外44公館に設置された留学生アドバイザーや日本留学に関するホームページ（日・英・中の3カ国語）等を通し情報を提供、VJC重点市場をはじめ世界各国・地域からの留学生受入れを促進。 同ホームページに文化イベント情報を掲載、参加を促し、留学生を通じた日本文化の魅力発信を促進。 JETプログラムで招聘している外国青年等を通じた日本文化、特に地域文化の魅力発信の促進。 世界各国より将来指導的地位に就くと思料される有為な外国青年を招聘し、我が国関係者との交流による相互理解を促進すると共に、幅広い分野における日本文化の魅力発信。	平成15年度より実施	外務省
外国青年招致、スポーツを通じた国際交流、研究者交流等人物交流の促進により、相互理解の促進及び幅広い分野における日本文化の魅力発信を図る。青少年等の交流では、独、英、米等8か国から244名を受け入れ、青少年の国際理解の充実等を目的とした事業を支援した。また、スポーツを通じた国際交流を促進するためスポーツ団体や地方公共団体に支援している。平成14年度の日本学術振興会制度による研究者の交流実績は、海外への派遣が3620人、諸外国からの招へいが4296人。	継続的に実施	文部科学省
留学生交流の推進 21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目指す「留学生受入れ10万人計画」を踏まえ、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進。	継続的に実施 平成16年度目標	文部科学省
英語が使える日本人」の育成のための行動計画	平成15年度より実施	文部科学省

英語のコミュニケーション能力の育成 (中学校卒業段階 挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる (平均英検 3級程度))、高等学校卒業段階 :日常的な話題などについて通常のコミュニケーションができる (平均英検準 2級 ~ 2級程度) 等) のため、2007年度にかけて「英語が使える日本人」を育成する体制を確立すべく、英語の授業の改善、英語教員の指導力向上及び指導体制の充実、英語学習へのモチベーションの向上等の施策を実施する。	平成 19年度目標	
外国企業をもっと日本へ ~ 対日直接投資の促進 対日直接投資の拡大は、新しい技術や革新的な経営ノウハウのほか、雇用機会の増大、競争の促進など様々な利点がある。平成 15年 3月に小泉総理を議長とする対日投資会議において了承された「対日投資促進プログラム」には、74の施策が盛り込まれており、これらを着実に実施することによって外国企業を積極的に誘致する。	平成 14年度より継続的に実施	内閣府、経済産業省等

- 2。円滑な訪日を支える環境整備

外国人が海外で日本への旅行を思い立ち、ビザ等の手続きを始めてから日本に到着するまでの環境整備として、出入国の円滑化、国際交通の充実、相互交流を活発化させるための国際連携について、ここにまとめる。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1. 出入国の円滑化			
<p>アジアを中心とする多くの国では日本に訪れる場合、ビザの取得が義務付けられているため、良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、この手続きにかかる負担をできる限り軽減する。また、中国では訪日団体観光旅行に参加できる対象地域が限られており、その発給地域の拡大に関する検討を進める。</p> <p>また、日本到着時 離日時の出入国手続き (C/Q) についても、特に玄関口であることからその円滑化を図る。</p> <p>(1) 査証取得の負担の軽減等</p>			
	査証発給手続の簡素化 良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、査証発給手続の簡素化、迅速化等を推進する (韓国 人修学旅行生の査証免除実現に向けて現在事務作業中。)	継続的に実施	外務省
	中国国民訪日団体観光制度の運用改善と対象地域の拡大 日中双方で制度の運用改善に取り組み、失踪者等の諸問題に対して効果的な対策を講じた上で、在広州総領事館での査証取扱いを開始した後で、在中国大使館で扱う地域として沿海部で我が国と直行便で結ばれている大都市を対象地域に加える可能性につき検討を進める。	継続的に実施 目標年次 拡大のための環境整備が出来次第	警察庁、法務省、外務省、国土交通省
	中国国民訪日団体観光の在広州総領事館での査証申請受理開始	平成 15年度より実施	外務省

平成15年2月より、在上海総領事館での査証申請受付を開始（それまでは在中国大使館のみ）。 中国国民訪日団体観光制度について、平成15年度内には在広州総領事館での査証申請の受理を開始する。		
--	--	--

(2) 出入国手続きの円滑化

事前旅客情報システム (APIS) の導入による入国審査の迅速化 APISに参加している航空会社の航空便で事前に旅客情報が送信された旅客に対しては、専用レーンを設置し、より迅速な入国審査を行う。	平成16年度中に開始	法務省
税関ホームページ英語版の掲載内容の充実 税関ホームページ上に英語版の入出国の際に必要な税関手続きの案内を充実する。	平成15年度より実施	財務省
動植物検疫に関する情報提供の充実、体制整備による円滑化 出入国の円滑化の観点から、動植物検疫に関する情報を動物検疫所、植物防疫所のホームページ等を通じて提供する。	平成13年度より継続的に実施	農林水産省

2. 国際交通の充実

外国人が日本への旅行を思い立っても、日本までの都合の良い航空便の席が確保できなくては気持ちが悪くなる。そこで、国際輸送力を確保するため、他国に遜色ない国際空港等の整備を行う。また国際空港から都心・観光地までのアクセスや空港等の利便性を向上させる。

(1) 国際輸送力の増強

新東京国際空港 (成田空港) の整備 成田空港は、我が国の国際拠点空港として重要な役割を担っており、今後の国際航空需要に適切に対応するため、本来の2,500m平行滑走路等の整備を推進する。できるだけ早期の供用を目指す。	継続的に実施	国土交通省
関西国際空港の整備 関西国際空港は、我が国の国際拠点空港として重要な役割を担っており、今後の国際航空需要に適切に対応するため、二期事業等の整備を着実に推進する。 2007年の供用開始を目標として進められている二期事業については、予定通り用地造成を進めることとし、供用開始に必要な施設整備については、今後の需要動向や関西国際空港株式会社の経営状況等を見つつ行う。	平成11年に二期事業現地着工	国土交通省
中部国際空港の整備 中部国際空港は、我が国の国際拠点空港として重要な役割を担うことが期待されており、今後の国際航空需要に適切に対応するため、平成17年の開港に向けて整備を着実に推進する。	平成12年度着工 平成17年開港予定	国土交通省
東京国際空港 (羽田) の再拡張事業後の余裕枠を活用した国際定期便の就航	可能な限り早期に着	国土交通省

4本目の滑走路等を整備する羽田空港の再拡張事業により、発着容量を大幅に増加(28.5万回/年→40.7万回/年)させ、首都圏と全国各地を結ぶ多様な路線網の形成・多頻度化による利用者利便の向上等を図るとともに、その余裕枠を活用して国際定期便の就航を図る。	工 2000年代後半までに国際定期便の就航	
地方空港における国際化への対応 今後とも需要を踏まえながら、CIQ関係機関との協力の下に、ハード及びソフト両面から適切に対応していくことにより、引き続き、近距離路線の需要への対応を中心に、地方の国際交流の窓口としての役割を、また、国際拠点空港を補完する役割を果たしていく。なお、平成13年度までに、新千歳空港、那覇空港等19箇所のCIQ官署の整備を実施した。	随時実施	国土交通省
東アジアの航空ネットワークの将来展開に対応した空港整備手法に関する検討 次世代大型機の導入のための施設整備に係る基準策定のための検討を行う。また、旅客サービス機能向上等を目指し、必要な空港容量や既存施設の有効利用方策、e-エアポートの実現に向けた研究を行う。	平成17年度目標	国土交通省
国際旅客船ターミナルの整備 国際フェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、人に優しい旅客輸送や市民の交流活動の拠点として、地域の特性に配慮した、人々の交流を支える核となる旅客ターミナル施設等の整備を実施する。平成15年度は、稚内港などにおいて整備を行う。	継続的に実施	国土交通省

(2)信頼性の高い航空輸送の確保

運輸多目的衛星(MTSAT)を中核とした次世代航空保安システムの整備 今後の観光需要の増大に対応できるよう、国際空港等の整備に合わせて、MTSATを中核とした次世代航空保安システムを整備することにより、経済的、効率的に飛行ができる空域・航空路の容量を拡大する。	平成16年度中に運用開始	国土交通省
航空保安対策(ハイジャック等未然防止対策)の推進 国際社会と協調をとりつつ、航空機・空港等におけるテロ・ハイジャックに対する航空保安対策の充実・強化を図り、航空旅客の安全に寄与する。	継続的に実施	国土交通省

(3)空港等のアクセス、利便性の向上

新東京国際空港(成田)へのアクセスの向上 成田空港までの鉄道アクセス時間を大幅に短縮(30分台)する新たな鉄道アクセスルートの整備推進、及び同ルートの都心側拠点駅である日暮里駅において、乗継負担の軽減等を図るための総合的改善事業を実施することにより、空港利用者の利便を確保する。	平成14年度より継続的に実施 平成22年度完成予定	国土交通省
首都圏北部と成田空港間のアクセス時間を大幅に短縮する新たな道路アクセスルートとして、東京外かく環状道路の東側区間の早期整備と北千葉道路の計画の早期具体化を推進する。	継続的に実施	
わが国の国際的な玄関口である成田空港にふさわしいタクシーサービスの確保に向け、利用環境の整備を図るとともに、定額運賃の導入拡大等の諸施策を総合的に実施する。	平成14年度より継続的に実施	

中部国際空港へのアクセスの確保 名古屋都心から空港に30分以内にアクセスできるよう、アクセス鉄道の整備を行うことにより、旅客の利便の向上を図る。	平成11年度より継続的に実施 平成17年開港予定に併せて整備	国土交通省
平成16年度末の中部国際空港の開港に間に合うよう、中部国際空港連絡道路及び知多横断道路等の整備を推進し、空港に直結させる。	平成16年度目標	
平成17年開港予定の中部国際空港までを高速船で結ぶ海上アクセス基地となる地域交通拠点について、平成16年度の供用を目指して防波堤、浮棧橋等の整備を行う。	平成14年度より継続的に実施 平成16年度供用予定	

(4)「e-エアポート構想」の推進

航空チェックイン手続き等の電子化・簡易化 バイオメトリクスを活用した、迅速で安全な空港手続きの実現を目指し、その活用方法や相互運用性等についての調査研究・実証実験を実施。	平成15年度より実施	国土交通省
空港アクセス交通情報・フライト情報のリアルタイムでの総合提供 インターネットに接続できるパソコン及び携帯電話を利用した、リアルタイムなフライト情報と連動したアクセス交通機関情報等の提供について、平成14年度に実証実験を実施し、その結果を踏まえて平成15年度中に実用化を予定。	平成14年度より実施 平成15年度中に実用化予定	国土交通省
コミュニケーション・バリアフリー社会の形成（自動通訳機能を備えた携帯端末を利用した観光情報提供） 外国人旅行者の日本国内旅行を支援するため、自動通訳機能を備えたモバイル機器への観光関連配信システム等の実現を目指し、その運用等についての実証実験を実施。	平成15年度より実施	国土交通省
インターネット接続環境の整備 官民が連携して、国際空港にアクセスする列車や国際空港内で高速インターネット接続サービスの提供を行うなど、国際空港内及びアクセス交通を通じシームレスな高速インターネット接続環境の構築を推進。	平成14年度より継続的に実施	国土交通省

3. 相互交流を活発化させるための国際連携

訪日を促進させるための環境整備には相手国・地域との協議が必要である場合が少なくない。したがって、観光関連の他の国・地域との連携を一層深めることとする。

観光関係二国間協議の開催 諸外国との観光交流を一層促進するため、米国、韓国、中国、ドイツ、カナダ等の諸外国の観光当局や観光関連団体、関係企業等との間で二国間協議を開催し、両国の観光交流の拡大施策について議論を行う。	継続的に実施	国土交通省
--	--------	-------

国際機関等における多国間協議への参画 世界観光機関(WTO)やAPEC等の国際機関等における観光分野の多国間協議に参画し、観光交流の拡大施策について議論を行う。	継続的に実施	国土交通省
日・ASEAN包括的経済連携における観光促進 日・シンガポール経済連携協定で合意した観光促進に関する協力体制の継続・発展。タイ、フィリピン、マレーシアとの同様の経済連携の実現。 平成14年11月：日・シンガポール経済連携協定発効。 平成15年：日・シンガポール観光に関する合同委員会開催予定。	平成14年度より継続的に実施	外務省
台湾修学旅行生増加プロジェクト 台湾修学旅行生受け入れ推進のためのタスクフォース設置、関係機関との連絡会議の開催。 平成14年10月には台湾初の公式海外修学旅行団が九州各県(福岡、大分、熊本)を訪問。 交流協会を通じた関係機関の連絡会議の開催、既存の枠組み(貿易経済会議など)における検討、関係各方面への働きかけ。	平成15年度より実施	外務省

。観光立国に向けての戦略の推進

この行動計画を今後効果的に進めるためには、関係府省庁や民間企業、地方公共団体等関連する主体が緊密に連携しながら施策を強力に実施していく必要がある。また同時に、様々な有識者等から意見を聞き、また実施した施策の評価や時々の情勢に応じ、計画を見直すことが重要である。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	開始年次 目標年次	関係府省等
1.観光立国に向けての効果的な施策の展開			
行動計画の施策を効果的に展開するため、民間の有識者や外国人等の声に耳を傾け、実施した施策を評価や時々の情勢に応じた計画の見直しを行う。			
	有識者、国民、外国人の意見の聴取 実施施策について、観光立国懇談会メンバーをはじめとする有識者、外国人、関係業界等との会合や、パブリックコメントの実施等を通じて意見を聴取し、施策の評価、再検討に供する。	平成15年度より実施	全府省庁
	実施施策の評価と再検討(Plan・Do・See) 『行政機関が行う政策の評価に関する法律』に基づき所管行政について適切な政策評価を行うとともに、様々な機会を通じて聴取した国民の意見を参考にすることにより、より一層効果的な施策展開を図る。また、時々刻々と変化する情勢変化等にも勘案し、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。	平成15年度より実施	全府省庁
2.観光立国への総合的・戦略的展開を図るための体制の整備			

観光立国の実現は、関係府省庁が緊密に連携を取りながら進めていく必要があるが、国政府だけで達成できるものではない。例えば低コスト化の実現は民間企業が主体となって行うべき事項であり、地域の魅力づくりは地方公共団体や地元住民が主役である。また、海外への情報提供は、海外事務所が主体的に行う施策も多い。したがって、観光立国実現に向けた官民一体となった体制づくりが必要である。

国内における官民合同会議の開催 本行動計画を円滑に推進するための官民合同会議を開催する。	平成15年度より開催	国土交通省
海外主要国におけるビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会の発足 訪日旅行者上位国・地域において、日本の観光のPR等を行うため、在外公館長を会長とし、国際観光振興会等関係団体の海外事務所、民間企業の海外支社等を構成員とするビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会を設置する。 計20ヶ国・地域で、順次VJC推進会を立ち上げる。(6月韓国、7月香港で立ち上げ)	平成15年度より実施	外務省、国土交通省
各地方ブロックごとの官民合同体制の展開 民間が主体となり地方ブロックごとに設立された「観光百人委員会」の活用等も含め、各地方ブロックの関係者が広く参画できる体制について検討する。 地方整備局、地方運輸局及びその事務所、出張所等は、各地域に一地域一観光の推進を呼びかけるとともに、一地域一観光に関する窓口を決め、これに関する相談を持ちかけられた際には適切に対応する。	平成15年度より実施	国土交通省